

第八十二回 参議院大蔵委員会 會議録第三号

昭和五十二年十一月一日(火曜日)
午前十時五分開会

委員の異動

十月二十八日

川村 清一君

補欠選任

田中寿美子君

十月三十一日

田中寿美子君

補欠選任

竹田 四郎君

十一月一日

竹田 四郎君

補欠選任

田中寿美子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

嶋崎 均君

上條 勝久君

細川 護照君

藤田 進君

塩出 啓典君

中村 利次君

委員

岩動 道行君

糸山英太郎君

梶木 又三君

戸塚 進也君

中西 一郎君

松垣徳太郎君

藤井 裕久君

藤川 一秋君

宮田 輝君

磯山 篤君

大木 正吾君

國務大臣

大蔵大臣

政府委員

經濟企画庁調整局審議官

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省関税局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局次長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

常任委員会専門員

事務局側

説明員

文部省初等中等教育局長

文部省大学局審議官

通商産業省貿易局輸出課長

中小企業庁長官官房総務課長

労働省職業安定局雇用政策課長

日本銀行副総裁

前川 春雄君

白井晋太郎君

澤野 潤君

斎藤 十朗君

加藤 隆司君

山口 光秀君

戸塚 敬夫君

田中 敬君

川崎 昭典君

徳田 博美君

竹田 四郎君

矢田部 理君

鈴木 一弘君

多田 省吾君

佐藤 昭夫君

渡辺 武君

市川 房枝君

野末 陳平君

坊 秀男君

秀男君

加藤 隆司君

山口 光秀君

戸塚 敬夫君

田中 敬君

川崎 昭典君

徳田 博美君

且 弘昌君

杉本 金馬君

岡部 稔成君

大塚 喬清君

柏木 正彦君

中沢 忠義君

参考人

労働省職業安定局雇用政策課長

白井晋太郎君

日本銀行副総裁

前川 春雄君

白井晋太郎君

澤野 潤君

斎藤 十朗君

加藤 隆司君

山口 光秀君

戸塚 敬夫君

田中 敬君

川崎 昭典君

徳田 博美君

且 弘昌君

杉本 金馬君

岡部 稔成君

大塚 喬清君

柏木 正彦君

中沢 忠義君

本日の會議に付した案件

○一般會計の歳出の財源に充てるための産業投資特別會計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(嶋崎均君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十月二十八日、川村清一君が委員を辞任され、その補欠として田中寿美子君が選任されました。

また、昨十月三十一日、田中寿美子君が委員を辞任され、その補欠として竹田四郎君が選任されました。

○委員長(嶋崎均君) 一般會計の歳出の財源に充てるための産業投資特別會計からする繰入金に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は去る十月二十七日に聴取いたしましたので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹田四郎君 公庫関係の滞償償却引当金の繰り入れ問題であります。これはたしか昭和五十年から、いままでの積み立て方式から洗いかえ方式という方式に変更されたようでありまして、いままでの方式よりどう違ったか、具体的にどう違

ったのか、その辺の御説明をまずいただきたいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘の、政府関係金融機関の貸し倒れ準備金の繰り入れ方式でございますが、従来におきましては、貸し倒れ準備金につきましては原則として累積方式をとっていたわけでございます。

と申しますのは、公庫によっていろいろ差があるわけでございまして、たとえば国民、中小公庫であれば累積は千分の四十八まで積み立てが認められると、こういうことになっていて、昭和四十八年に行政管理局からの勧告が行われまして、この滞償償却引当金等につきましては、民間企業の洗いかえ方式と異なっているのはおかしいというふうな御指摘がございましたので、昭和五十年からは洗いかえ方式にいたしました。毎年度繰り入れをいたしまして、翌年度その戻し入れをしますと、そういうふうな方式に改められております。

○竹田四郎君 四十九年度までは累積制度、積み増し制度ということで、五十年から洗いかえ方式にしたんですが、その際そのそれの公庫の積み立てはどれだけあったんですか。

○政府委員(徳田博美君) お答えいたします。四十九年度の滞償償却引当金残高、これは各公庫全部について申し上げます。

○竹田四郎君 各公庫についておっしゃってください。

○政府委員(徳田博美君) 国民公庫が四百十四億円、中小公庫が三百七十八億円、北東公庫が百五十二億円でございます。それから住宅公庫が百四十三億円、農林公庫が二百四十九億円、医療公庫が十四億円、環衛公庫が三十九億円、沖繩公庫が十七億円でございます。

○竹田四郎君 国民公庫が四百十四億円、中小公庫が三百七十八億円、北東公庫が百五十二億円、農林公庫が二百四十九億円、医療公庫が十四億円、環衛公庫が三十九億円、沖繩公庫が十七億円、これはたしか昭和五十年から、いままでの積み立て方式から洗いかえ方式という方式に変更されたようでありまして、いままでの方式よりどう違ったか、具体的にどう違

ったのか、その辺の御説明をまずいただきたいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘の、政府関係金融機関の貸し倒れ準備金の繰り入れ方式でございますが、従来におきましては、貸し倒れ準備金につきましては原則として累積方式をとっていたわけでございます。

と申しますのは、公庫によっていろいろ差があるわけでございまして、たとえば国民、中小公庫であれば累積は千分の四十八まで積み立てが認められると、こういうことになっていて、昭和四十八年に行政管理局からの勧告が行われまして、この滞償償却引当金等につきましては、民間企業の洗いかえ方式と異なっているのはおかしいというふうな御指摘がございましたので、昭和五十年からは洗いかえ方式にいたしました。毎年度繰り入れをいたしまして、翌年度その戻し入れをしますと、そういうふうな方式に改められております。

○竹田四郎君 四十九年度までは累積制度、積み増し制度ということで、五十年から洗いかえ方式にしたんですが、その際そのそれの公庫の積み立てはどれだけあったんですか。

○政府委員(徳田博美君) お答えいたします。四十九年度の滞償償却引当金残高、これは各公庫全部について申し上げます。

○竹田四郎君 各公庫についておっしゃってください。

○政府委員(徳田博美君) 国民公庫が四百十四億円、中小公庫が三百七十八億円、北東公庫が百五十二億円、農林公庫が二百四十九億円、医療公庫が十四億円、環衛公庫が三十九億円、沖繩公庫が十七億円、これはたしか昭和五十年から、いままでの積み立て方式から洗いかえ方式という方式に変更されたようでありまして、いままでの方式よりどう違ったか、具体的にどう違

ったのか、その辺の御説明をまずいただきたいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘の、政府関係金融機関の貸し倒れ準備金の繰り入れ方式でございますが、従来におきましては、貸し倒れ準備金につきましては原則として累積方式をとっていたわけでございます。

と申しますのは、公庫によっていろいろ差があるわけでございまして、たとえば国民、中小公庫であれば累積は千分の四十八まで積み立てが認められると、こういうことになっていて、昭和四十八年に行政管理局からの勧告が行われまして、この滞償償却引当金等につきましては、民間企業の洗いかえ方式と異なっているのはおかしいというふうな御指摘がございましたので、昭和五十年からは洗いかえ方式にいたしました。毎年度繰り入れをいたしまして、翌年度その戻し入れをしますと、そういうふうな方式に改められております。

○竹田四郎君 四十九年度までは累積制度、積み増し制度ということで、五十年から洗いかえ方式にしたんですが、その際そのそれの公庫の積み立てはどれだけあったんですか。

○政府委員(徳田博美君) お答えいたします。四十九年度の滞償償却引当金残高、これは各公庫全部について申し上げます。

○竹田四郎君 各公庫についておっしゃってください。

○政府委員(徳田博美君) 国民公庫が四百十四億円、中小公庫が三百七十八億円、北東公庫が百五十二億円、農林公庫が二百四十九億円、医療公庫が十四億円、環衛公庫が三十九億円、沖繩公庫が十七億円、これはたしか昭和五十年から、いままでの積み立て方式から洗いかえ方式という方式に変更されたようでありまして、いままでの方式よりどう違ったか、具体的にどう違

それから、五十年でござりますが、五十年度は国民公庫が四百九十二億円、中小公庫が四百五十一億円、北東公庫が百六十三億円、住宅公庫が百四十六億円、農林公庫が百三億円、医療公庫が八億円、環衛公庫が二十一億円、沖縄公庫が十四億円と、このようになっております。

○竹田四郎君　そのときに、いまおっしゃられたその数字を、積み立てを取り崩していると思うんですが、どうもいままでのいろいろな政府から出された資料を見しても、取り崩されたお金が一体どこへ行っているのか、これ全然わからないわけですね、何に使っているのか。せっかくこれだしたまりまして、行管庁からも勧告を受けたと、しかし、そのお金がどこへどう回っているのか国民はさっぱりわからない。たとえば農林にいたしましても国金にいたしましても中小公庫にいたしましても、ここで見ますと大変な積み立てがあるわけです。それがどこへどう回っているのか。まあ金繰りとしては恐らく貸し付けなんかに使っているだろうとは思いますが、取り崩された金がどう処置されているのか、この辺が全然予算書を見てもわれわれわからないわけです。これははどういうふうに取り崩した金を使っているんですか。その辺を明確にしてほしいんです。

○政府委員(徳田博美君) 貸し倒れ準備金の取り崩しでございますが、これは損益処理といたしまして期末に戻入いたしましたして、それから新たに繰り入れをするわけでございまして、現実にはその期中におきましてはこの貸し倒れ準備金は貸し付けの原資として使われているわけでございます。そして損益計算上戻入をいたします場合には、これが一応収益に立つわけでございまして、全体の損益計算の中でこれが使われている形になるわけでございます。ただ、御承知のとおり金に色はございませんで、まあ支出面の何に使われることになつていかということについては確定できないわけでございますけれども、全体の収支の中でそのようなことが行われているわけでございます。

○竹田四郎君 たえば、農林漁業公庫の場合積

立金は二百四十九億ある。ところが、五十年度に繰り入れた分というのは百二億ですか、百三億円ですか、そのあとはどうしたんですか。そうすると、それで百四十六億近くのお金というのが出てくるわけですが、それは一体どういうふうに使ったんですか。ただ、農林公庫にいたしましてもその他の公庫にしても、一般会計からの受け入れと、というのがそれぞれ相当ありますね。ただ、私ども不思議に思うのは、たとえば農林とか環境とかあるいは医療とか、そういう種類のものというの、それは、その年に限って一般会計からの繰り入れというのは極端に少なくなっていますね。これは、どうもちょっとその辺がわからないわけですが、それども、その辺はどうなんですか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、この繰り入れと翌期の戻入との差額があるわけでございますが、この分は農林公庫としては一応利益金に立つわけでございます。したがひまして、前期二百四十九億円の繰り戻しがありまして、翌期百三億円の繰り入れでございますから、御指摘のとおり百四十六億円の差が出るわけでございますが、この点につきましては、その分補給金の節約であるとか、そのような形になってあらわれてくるわけでございます。

○竹田四郎君　そういうのを明確にしてくれないと、われわれ後でいろいろそろばんをはじいて、恐らくこの分はこっちの方にいつているんじゃないかと、この分はまだかなりどこかへ適当に積み込まれているんじゃないかと、こういうことになるわけですね。

たとへば、いまの百四十六億の内容にいたしましても、次の引当金にどれだけ入れたのか、それで残った分は一体どうしているのか、これ全然わからないわけですよ、国会では。結局行政ベースで勝手にそれをやっている。そして一般会計からはある程度繰り入れている。これではどうも税金を納める立場の者としては全然わからない。それをやっぱりわかるようにすべきだと思ふんですね。まあ今度は、これだけの大きな改革ということよ

うなものが、これからまたどんどん行われていくかどうかわかりませんけれども、そういうようなことについて私は政府のやり方というのは、どうもこの公庫関係というのは国民にわからないようにしておる。そして言葉の上では、その金は貸し付けに使いますからむだには使っておりません、金利を安くするためにこれやりますと、あるいは貸付枠を多くするためにそういうことをやっているんです、こういうふうに片っ方では言っているようにすけれども、どうもその辺が不明確である。やっぱりもうかった分については、これだけ利益が出た、これはどういうふうに処理したということを私は国会にもっと明確に示すべきだと思つてゐるんですよ。それでないと、一般会計からは相当大きな額を繰り入れている、片っ方じゃ利益が出る。何でそういう繰り入れをやらなくちゃならぬのかという理解も私どもつかないわけですね。

これからの問題だつて私そうじゃないかと思ふんですよ。一般会計の方は赤字で赤字でしょうがない。ところが、公庫の会計見ると結構高いものがない。ところが、公庫の利益はそれでふやしていく。具体的にどれだけそのためにふえた、そのためにどれだけ、たとえば国金なり中小公庫なりその他の公庫でそのために利率が下がったというならば、これもまた明らかにしてもらえばそれはいいですよ。その辺は一般の金利の水準があるからそれから特別にどうするというわけにはいかぬ。こうなれば、私も一体、それだけの利益が出てゐるのにその処理がよくわからないし、金を利用している人は、金利が安くなりますよ、貸付枠が大きくなりますよと言つたつてそうはいかない、こういうような事態になつてくるんじゃないですか。

だから、その辺を私は今後も、これは一つの機会であつたわけでありませうけれども、そういうものをひとつもつと明確にしてもらふにやいかぬ。いまの農林漁業金融公庫の取り崩しも、ひとつこれ委員長、われわれにもわかるように資料として出してもらいたいと思ふんですよ。百四十六億が

一体どこへいったか私ども全然わからぬわけですよ。十円や二十円のお金じゃないわけでありまして、何百億という金でありますからね、こういうものはひとつ洗いかえ方式によって、いままでの積み立てを、具体的にその利益をどこへ充てたのか、この点をひとつ明確に資料として出していただかなければならないと私は思うんですけれども、これはひとつ委員長にお願いするわけでありまして、資料として出してもらいたいと思うんですが、どうですか。

○委員長（嶋崎均君） ただいまの竹田君の資料要求につきましては、後刻理事会で御相談申し上げることにしたいと思います。その性格から見てどうもなかなか資料はむずかしいような気がします。したがって、理事会でよく技術的にそういうことができるかどうかということを議論して、なるべく御理解をいただけるように努力をいたします。

○竹田四郎君　ちよつと向こうの返事聞きました、出せるのか出せないのか。

○政府委員(徳田博美君) いま先生が御指摘になりました点は、貸し倒れ引当金あるいは滞貸償却引当金の経理の問題が中心になるかと思ひます。が、先ほど申し上げました行政管理局の勧告でも同じようなことが指摘されておりまして、滞貸償却引当金の、その処理に継続性がないため決算の表示が不明瞭である、したがって、一般に公正妥當と認められる企業会計原則と異なった処理が行われているのではないか、こういう指摘があったわけでございます。

を、滞貸償却引当金があるということじゃないか。さて、その繰入率がその期によって変動すると。その変動するのがここに指摘しておりますように、その特性がないじゃないか。したがって、ある期にとうかつたときに滞貸償却引当金が仮に上がれば、その分利益がそこで吸収されてしまうわけでございますから、次に利益が出てこないわけでござります。そうじゃなくて、一定の基準で滞貸償却

それから国金とか住宅金融公庫、特に国金の場合ですが、これが減らなかつた、これは金額もかなり大きいわけですね、四百十四億ですから、まあ一番大きいわけですね。先ほどあなたがおっしゃった点では、五十年には四百九十二億、非常に大きいわけです。この国金の場合には一体どうな

○竹田四郎君 どうもその説明もちょっとよくわからないし、まあその辺もひとつ一括して、後ほど資料として提出をしていただきたいと思うんですけれども……。

出していないわけですね。いままで出しているのは銀行を除いては開銀と、あるいは北東ぐらいなものですね。なぜあえてここへこれだけ積んでおかないといけないのか、これはわからぬわけ

ですが、大蔵大臣、わかりますか。
○国務大臣(坊秀男君)　そういつた政府機関の貸し出しについては、もちろん政策金融でございませうから、一般的には、これは他の民間金融機関よ

るだけといつても無制限というわけじゃありませんけれども、多い方がその目的は達成できるといったような関係から、そういったようなことになつておるといふことのように私は考えます。

○竹田四郎君 それならそれで返すべきものは国庫へ返す、必要ならそこから出してくる。これだつて国から出た補給金というのはいくらつかなければならぬ、これは同じことですよ。ほかから金を借りるということになればこれは別ですよ、これは金利がかかるわけですよ。国の方から補給金をどんどん出してはいるわけですよ、ほかのことについて。だから一回戻して出すという形にすれば国民には明らかになりますよ。政策の必要性もそこでより強調できるんですよ。いままでそういうことやつてないわけですよ。だから、あなたがいま言ったことは私はちよつと理屈にならないと思うんですよ。

たとえば、この金を資金運用部へ返しちゃう、そしてまたそこから借りるということになればこれ金利つきますよ、これには問題あるでしょう。だから、公庫の国に対する納付に関する政令なんかもあるわけですよ。利益金が出たらそれは国庫に納めなきゃならぬということになっているわけですよ。第三條だつたんですか、第何條だつたか、第三條は忘れちゃったけれども、そういう規定がちゃんとあるわけですよ。それをただここでこういう形だけにしようというのには、私はどうも納得できない。ほかの方だつてこれ納得できないと思うんですよ。しかも、こういうふうな国家財政が非常な危機のときにそれが明らかにならぬい前にやつて、こういうことではよ。

今度だつて、国の方がこの補正予算で困るから開銀、輸銀、北東公庫の利益金を出して、繰入率を下げて出して、そして入れたわけでしょう。ほかのことだつて私は同じだと思うんですよ。どうもその辺は改革してもらわなければ、必要なら出してあげないんですよ。私は必要でも出すなと言つておられるわけじゃない、必要なら出していく。そして国会の審議にも国民の目にも明らかになるよ

うにその金が動いていく。いまのままじゃこれ国民の目に明らかじゃないですよ、ただ積み立てておくだけですからね。その辺改善すべきだと私は思いますよ、大蔵大臣どうですか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、滞貨償却引当金のあり方については、常に検討が行われるべきものとは考えられますが、恐縮でございますが、原則的な議論として申し上げますと、政府関係機関も政府から独立して独自の金融業務を営んでおられるわけでございます。これは行政管理局の勧告にもございまして、一般に公正妥協と認められる企業会計原則に従つて経理されるのが望ましいというふうな勧告もあるわけでございます。いま、一般企業会計原則によりまして、貸付金につきましては正当な評価引当金としての貸し倒れ準備金を積むのが妥当であるということになつておられます、その原則に従つて滞貨償却引当金を公庫では積んでおられるわけでございます。

先生御指摘のように、貸し倒れ損失が出たらそれをストレートに国庫で補てんすればいいじゃないかというふうな御意見もこれは十分にあり得ると思ひますけれども、しかしながら、国から独立した法人として独自の金融業務を営んでおられるから申しますと、すべて直接に国庫の負担に依存するということは必ずしも好ましくないわけでございます。貸し倒れができた場合には、一応自己の責任において自己の経理内で処理するというのが望ましいと思ひます。いま、こういう形で滞貨償却引当金が立てられているわけでございます。

それからまた、滞貨償却引当金の機能といたしましては、御承知のとおり、内部留保としてはこの形しかございせん。公庫もやはり独立した金融機関でございまして、一定の内部留保を持ち、そしてそれは無利息の非常な内部資金でございまして、それが貸し出し利息全体を薄めることになるわけでございます。先生御指摘のよう

に、これを財投と振りかえてもいいじゃないかと、この見方もあり得ると思ひますけれども、これは無利息の金でございまして、財投と振りかえた分につきましては、当然その部分につきましては補給金が必要になるわけでございます。そういうことも総合的に勘案して、現在の滞貨償却引当金の制度が行われている、このように考えております。

○竹田四郎君 大蔵大臣、何か意見ないですか。○国務大臣(坊秀男君) ただいま局長からお答えしたとおり私考えております。

○竹田四郎君 これは民間の機関じゃないんですよ、国の機関なんですよ。国の監督権も強いんですよ。それでしかも、普通の年度にはいろいろな形で補給金が何百億、何十億というのが毎年のように出ておられるわけですよ。そうならば完全な意味で独立じゃないんですよ。そうならば、銀行局長の言うことも私わからないわけじゃないですよ。しかし、余りにも多過ぎるじゃないか、もう少し少なくした方がいいじゃないか。しかも、それが国民にわからないというんです。わかるようにするには、一たん返してまた戻せばそれで結構なわけですよ。そういう方式だつて私は一つの方法だと思ひます。もう少し国民にわかるようにしてください。わからないまま片一方では断つておきながら一方ではどんどんたまつておる。これじゃ、われわれが一体中小企業に對して、あるいは農林漁業者に對してどういう政策をやつていくかということだつて明らかにならないですよ。

そういう意味では私はもつとはっきりさせるべきだと思ひます。はっきりさせなかつたら、全く国会は何のために国会審議しているのかわからなくなる。だから、私はもつとはっきりさせる努力を検討すべきだと思ひます。全部とは言いませんけれども、ある部分というものは、これだけのあれがあったら一回国庫に入れて、また国庫から出すという手続が私当然あつていいと思ひます。そうすればわれわれの目だつて明らかですよ。私はそういうふうなこれ直すべきだと思ひます。

どうなんですか。これは大臣に聞きたいな。○政府委員(徳田博美君) その前に事務的なお答えをいたしますが、補給金を出しながら高い率の滞貨償却引当金を積ませているのはおかしいじゃないかという、その点はまさに御指摘のとおりでございます。原則といたしましては、民間の金融機関の二倍ということを公庫の準則にしておりますけれども、補給金を出しております公庫につきましては、予算上財政上との関連もございまして千分の一ということに計上してございまして、○国務大臣(坊秀男君) 御指摘の点も非常に重大なことだと思ひます。これは将来ひとつ検討材料にしたいと思ひます。

○竹田四郎君 これは将来というのはいつのことなのか知りませんが、国庫の方は赤字で、この次、来年度は三〇%の国債依存率を守れるか守れないかという私は緊急事態にあると思ひます。いま財政は、そういうときには私はやるべき将来など、そういうようなことは私はやるべきじゃないと思ひます。もう来年度予算からこの点は検討を私はすべきだと思ひます。それでなければ、何だ、政府の銀行も一緒にうけてくるのかと、私はこういう批判というのは当然出てくるし、私は宣伝しますよ、大いに。だから私は来年度から検討するといふふうにしてもらわなければ困る。

○政府委員(徳田博美君) 滞貨償却引当金の問題につきましては、御承知のとおり、いま御審議していただいております法案にも関連するわけでございますが、一応見直しをいたしまして、それで輸銀、開銀につきましては引き下げを行つたわけでございますけれども、それ以外の公庫につきましては、御承知のとおりのような経済情勢でございます。先行き不況産業その他に対する貸し出しもふえていきますので、このような金融経済情勢のもとでは、むしろ滞貨貸し出しはふえる趨勢にあるわけでございます。御承知のとおり、かつて北東公庫は千分の六というふうな大幅な貸し倒れ

を出したこともございますので、先行きの経済情勢を見ました場合には、やはり当面はこの民間金融機関の二倍という繰入率が妥当ではないかと、このように考えておる次第でございます。

○竹田四郎君 繰入率の問題は後で問題出します、とにかくもう少し明確にしてください、明確に国民にわかるように。どれだけ積み立てて利益が上がっているのかどうか。本来ならばこうした公庫は利益が出れば国庫に納めるといのが原則ですよ。それが全然出てないじゃないですか。

それから、先ほどあなたがおっしゃった点で、たとえば普通の市中金融のベースに乗らない、そういうような特殊な対象に金を貸すんだと、こういうふうに言うんですが、それじゃ農林関係というのはあれですか、国民金融公庫や中小企業金融公庫に比べてこれはベースにより乗りやすいということなんですか。この辺もよくわからぬですね。繰入率を、今度改定いたしましたから下がったわけですが、農林漁業金融公庫の場合には千分の十、国民金融公庫や中小企業金融公庫の場合には千分の二十二・八に今度はしましたね。市中金融のベースに乗りにくいというんならどうしてそういう、私も考えても住宅とか農林とか環境とか沖縄とか北東とか、こういう一般の市中金融に乗りにくいようなものについては繰入率が低くて、どちらかと言えば一般市中金融の補完的な感じが、まあそこが、金利がそれよりもこっちが安いからとか、あるいは条件が市中よりも緩やかだからということでも借りられるような国民や中小金融公庫の方がはるかに繰入率が高いわけですね。これでも千分の十二・八、千分の十三ぐらい連うわけですね。この辺なんかも私もまことに理解ができない点ですわな。そういう、この国民、中小とその他の公庫との間に千分の十三も繰入率に差があるというのは、一体これはどういうことなんですか、よくわからぬ。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、国民、中小公庫とその他の公庫との間には繰入率

に差があるわけでございます。これは国民、中小公庫の場合には、その業務の性質上、これが信用金庫と取引層が非常に類似しているわけでございますので、信用金庫を基準にして繰入率が決まっているわけでございます。そこで、その他の公庫は確かに先生御指摘のようにいろいろ政策金融、同じように一般民間金融機関の融通を困難とするような資金を融通するわけでございますけれども、ただ御承知のとおり、国民、中小公庫は一応独立と申しますか、補給金を受けておりませんで、かなり金融機関としての独立性が強いわけでございます。ところが、そのほかの公庫は大体補給金公庫でございますので、補給金を受けているということもございまして、その辺を勘案しながら現在のこのような率が決まっているわけでございます。

○竹田四郎君 まあ一般会計から補給金が出る出ないということなんですけれども、これも恐らく大蔵大臣なり銀行局長の判断でこの繰入率というのは決まっているわけでしょう。別に法律で決まっているわけじゃないんでしょう。そうなっていると、われわれとしてはいまのお話だけではどうも納得できない。もう少しその辺のあり方というものも、なぜこんな数字になったのか、根拠というものが、きわめて何か率直に言う銀行局長の鉛筆の先一つで数字が勝手に変わるといふ形にならんとするんですかね。具体的にそれじゃこの国金の場合にしても、二十五・二から二十二・八、すなわちここで二・四ですか、千分の二・四という数字は、どういう根拠で二・四というのは出たんですか、これ全然わからないですね。

○政府委員(徳田博美君) これは、公庫の滞賃償却引当金の繰入率につきましては、五十年に洗いかえ方式に移行いたしましたから、民間の金融機関の二倍という原則を確立したわけでございます。この繰入率につきましては、一応政令で大蔵大臣が定めるといふことになってはいるわけでございますけれども、その基準といたしましては、五十年の改正が行われる前は必ずしも一定の、先生

御指摘のとおり、まさに客観的な基準はなかったわけでございますけれども、改正以後は原則として民間金融機関の二倍という客観的な基準によって決めているわけでございます。それで国民、中小の二十二・八でございますが、これは先ほど御説明いたしましたように、信用金庫の倍ということになっておりまして、信用金庫の場合には五十二年四月から五十二年九月までの事業年度につきましては千分の十一・四になっているわけでございます。したがって、これの二倍の二十二・八という数字になっているわけでございます。

○竹田四郎君 その二倍という根拠は何ですか。信用金庫の二倍というのはいくつからぬ。何で二倍にしないかやならぬ根拠があるのか。ただあなたの方は二倍、二倍と言って数字を合わせているけれども、なぜ二倍になるのか、どういう経過で信用金庫の二倍という線を出したのか、その根拠は何ですか。

○政府委員(徳田博美君) 民間金融機関の二倍とされていることについて、これが一・八倍でなないかぬのか、あるいは二・二倍でなないかぬのかという議論は十二分にあり得ると思います。しかしながら、先ほど御説明いたしましたように、公庫は政策金融機関として、それぞれの法律に規定されておりますように、一般民間金融機関の融通を困難とする資金を融通すると、こういうたてまえになっているので、そういう政策金融機関としての特殊性を踏まえまして二倍という数字を決めたわけでございます。

○竹田四郎君 そうすると、二倍というのはいいかげん当てずっぽうに、数字がラウンドナンバーで適当だから二倍と。なぜ一・五倍じゃいけないんですか、なぜ二倍にしないかやいかにぬのですか。それが、引当金と償却実績がもつと少なければわかるんですよ、この間の感覚が。そうじゃなく、償却実績の百倍も、国金なんかにはすれば百倍も引当金を積んでおいて、それで二倍にしないかやならぬというのはいかぬからぬ。これがたとえ十倍だから、政策金融だから危ないこと

もあるから、それじゃひとつ二倍にしようというのならこれはわかる。百倍も違うんですよ。それでどうして二倍にしないかやならぬのかはわからぬ。これは大蔵省の頭のいい方は全部わかるかもしれないけれども、国民にはわからぬ、この論理は、どうなんですか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、二倍というのは精密な計算根拠があつてのことではございません。ただしかしながら、繰り返して申し上げて恐縮でございますけれども、一般民間金融機関の融通を困難とする資金を融通するというようなたてまえでございますとか、あるいは先ほど大臣からも申し上げましたように、これは公庫としては唯一の無利息の内部留保でございます。この内部留保があることが金利全体を低める要素にもなっているわけでございます。そういうことを勘案いたしまして、また、かつて累積限度が千分の四十八であつたようなこともあつたわけでございますから、そのようないままでの実績ということも踏まえまして一応二倍が適当であらうかと、このような判断が現在下されているわけでありまして。

○竹田四郎君 これ、全然根拠なしにあなた言っているわけですね。私も説得さしてくる根拠があるなら、私は二倍でも五倍でも十倍でもいいですよ。根拠なしにこういうものをやっつて、片っ方ではあえて利益を出さないような、国へ納付ができないような措置をここでやっているわけですよ。おかしいと思つてますよ。国へ返せばこれがすぐ高い金になって返ってくるわけじゃ私はないと思つてますよ。いままでの一般会計からの補給金を見たらわかるわけだから。どうしてもこれは相当検討してもらわないとわからない。繰入率を高くすれば結局滞賃償却引当金の繰り入れが多くなる。したがって利益は計上されない、利益が計上されなければ国庫へ納めなくなるともいふ。こういうことで、こでぐるぐるやっつて、どんどん積み立てて、実際上は多くしちゃつて、これはどうしたって国民は納得できませんよ。しか

もこれが、後に政府の監督というふうな大きなバックがついているわけです。これは一回一般会計へ出して、一般会計からこへ入れる、これできないことないと思うんですよ。高い金にもならないわけです。公庫と大蔵省との、要するに紙だけで済むことすなわち、一筆書けばこれで終わります。私はそういうふうにしてもらわないと、どうもこの公庫の問題というのは国民にわかりにくい。せっかく政府がやるなら、やっぱり国民にわかりやすいような会計処理をして、利益があつたら入れる、必要だつたら出してくる、そういうふうにするべきだと私は思うんですが、なぜこれができないんですかね。だから今度の場合だつて、繰入率を下げ、行政管理局が言うとおりの洗いかけ方式にした。それだつて利益出てこないじゃないですか。なるべく国民から利益を出さないように、国庫へ納めさせないように、主計局だけ勝手にひとつ赤字で苦勞しないように、われわれは知りませんよ、こんなことで一体財政危機が乗り越えられるのかと思うと私はもう情けなく思う。当然変えるべきだと思う、現実的に即したものに。必要だつたら出せばいいんですよ。大蔵大臣どうですか。どうも私はわからぬ。いいかげんなことではないか。げんやうにやっているとしか国民に報告できない。

○政府委員(山口光秀) いま竹田委員のお話を聞いておきますと、実は私どもが日ごろ銀行局などに申し上げておきますのと同じような立場でございまして、おられるように思ひまして、大変ありがたく思つておられますが、御承知のような赤字財政でございますので、いろいろ工夫をこらさなきゃいかぬ、また、五十三年度予算編成に当たつても恐らくそういうことをやらなきゃいかぬということで、大変私ども貴重な御意見として拝聴しておつたわけでございます。

ただ、貸し倒れ準備金を全然持たなくていいかという、それはそういうことではないんだらうと思います。結局程度問題だらうと思いますが、いま政府から補給金を受けております公庫につきましては、千分の一というところで、民間よりもは

るかに低い水準までいっているということで、問題は恐らく中小、国民という二機関が焦点になるんじゃないかと思いますが、私どもは、いままでも中小、国民については、中小企業専門の金融機関でございますので、民間の中小企業専門の金融機関の倍という貸し倒れ準備率というところでやむを得ないのかなという感じを持っております。したが、中小企業の専門というのを考えますと、やはり貸し倒れという不測の事態に備えなきゃいかぬ、あるいは良質な資金を供給しなきゃいかぬというふうな要請がございますので、その辺は特別な配慮が必要でないかという感じでおつたわけでございます。しかし、いまの御意見もございまして、今後はなお検討させていただきたいと思ひます。

○竹田四郎君 私は、そういう貸し倒れ引当金をなしにしろと言っているわけじゃないんですよ。ある程度必要なことは認めるんですよ。そいつはもつと明らかにしていく。余りにも償却と引当金のこの差が多過ぎるんじゃないか、このことを私は言つておるわけですよ。だからこれはぜひひとつ早急に検討して、財政危機の折から、私はもつと国民にわかるような方策を講じてほしい。

それから利益金のことなんです、今度の当初予算で、開銀の場合にはたしか利益金の計上をしていまして、大体八割ぐらい。これは一つのためだらうと思ひますが、北東公庫はどうしてこれはやらないんですか。これだつて利益金が出るというところが当初わかつていたわけですから。だからこれも同じように、決算のときになつてばかつと出て決算委員会の人がびびり出すというふうなやり方ではなくて、予算のときから、北東公庫につきても利益金が出るならば、その金額というところはなかなか、いろいろな変化がありますからこれはできないだらうけれども、やはり利益が出るものは出るとして、そしてそのうちのどのくらいは国庫に入れるんだというのをやはりやる必要があるんじゃないんですか。今度の場合それやつてないですね、全然。北東公庫には幾らです

か、利益が出ますが、八億五千三百万円ですか、当初予算ではそれだけのものが出る。しかし、産投会計のところには開銀の百五億ですか、これしか計上してないですね。北東公庫では利益が出ると言ひながらこれは入れてない。これも私は不親切というか、やっぱりやつておかなきゃならぬ問題だと思ふんですが、そこは入れてない。今度あれですか、補正でやつと入れるということになつておるわけですが、こういうことも私は国の予算のあり方で、利益が出ていくということが明らかなのに、それを当然産投会計へ戻すということをやつてない、これはおかしいと思ふんですよ。だから、八億円でですから八割として六億ぐらいは私は産投会計の方に計上してしかるべきだと思ふんですよ。どうなんですか。

○政府委員(山口光秀) 開銀銀行と北東公庫の国庫納付の取り扱ひが若干異なつておりますのは、開銀銀行につきましては半期半期で概算納付をさせる仕掛けになっておりますので、上期の分は全部入れる、下期の分は八割の概算納付の分を当年度の歳入、あとの二割というものは結局ずれ込んで翌年度の産投会計の歳入になるわけでございます。そういうのが従来のやり方でございますが、北東公庫につきましては、一年決算でございますし金額もそう大きくありませんので、一年ずれずれで取つておつたというのが実情でございますが、今回はあつた、いま御審議願つておりますような特別の措置をとりますので、当該年度で取つたということにしたいわけでございます。その点の取り扱ひの差は、やや沿革的なものもございまして、それから多少何と申しますか、弾力性を持たした運営というふうな面もございまして、今後の検討課題だと思ひます。

○竹田四郎君 そういうふうには、私はやるべきこととはやっぱりやつてほしいんですよ。あなた方はそれは細かいところをずっと見ていくからわかるんだけれども、われわれは予算の議決の対象になつてないようなそういうところへちよこちよこつと書いてある程度のもので、率直に言つてな

なか目を通しにくいんですよ。だからやるべきことはびしりと私はやつてほしい。こういうことも今後改めてほしいと思ふんですが、いま私の時間がありませんから次の問題へ移ります。

この前予算委員会、私も社会党として、開銀、輪銀、北東公庫の予算書を出さないというのにはけしからぬということを、私もうちの党もこれは主張したわけですよ。まあ予算は通りましてから、いまからはえても、あの野郎適当にほえさしとけというのが皆さんの立場だらうと思ふんだけれども、しかし、私はこの間の大蔵大臣の予算委員会の説明納得しません。なぜ納得しないかという根拠は、今度はこの会計じつたんでしょ。出した分は資金運用部から借り入れをしたわけでしょう。それだけは利息を払わなくちゃならぬわけでしょう。それがただ一般の金利引き下げという状況によつて過去の借入金に対する利子が下がつたから合計したらマイナスになった、これはたまたまマイナスになったということだけだとぼくは思ふんですよ。

私は特に明らかにしておきたいんですが、一般の金利の引き下げがあつたからこつちの数字が変わつたというなら、そうやかまじいことは言わぬです。非常に他動的というか、パッシブなあり方です。それから他動的というか、パッシブなあり方です。そのものをいじつたわけでしょう、ここに問題があつたわけですよ、主体は。それにたまたま金利引き下げというものがこへ加つたわけですよ。主導は会計そのものがこへ加つたわけですよ。そういうことであれば、私は当然これはこの面も国民に明らかにするようには予算書を出すのがあたりまえじゃないか。それはプラス・マイナスしたら金額が低くなつたんだから出す必要はないんだ、こういうことには私はならぬと思ふ。そういうやり方をやればやるほど、だんだん財政というものが国民から遠いところへ行つちやう。これで数年後には新しい税制を組み込むことを考えざるを得ないでしやうけれども、こういう状態をやつておく限りにおいては国民だつてわかりませんから

ね。この辺は私ははっきりさせてもらわなきゃいかぬと思う。法的な問題より政治的な問題だと私は思う。法的にも私は完全にこの点は納得しているわけじゃありません。政治的にはもう全然納得しない。これからはこういう問題は私は起こり得ると思うんですよ、今後。明らかにしてほしい。

○政府委員(山口光秀君) 予算委員会ではいろいろ御議論いただきました問題でございますが、その際にも申し上げたところでございますが、今回問題になっております輸銀等の三機関の収入支出予算そのものはいじらなかつたわけでございます。

収入支出予算は、金融機関でございますので、金融の貸し借りそのものを収入支出にする仕掛けになつておりませんで、その金融業務に伴つて生じます、たとえば借入金金の利子が歳出に立つとか、貸付金の利子が歳入に立つとか、あるいは人件費等の事務費が歳出に立つとかいうような、そういう面を収入支出予算として国会の御議決を仰いでいるわけでございます。今回は、いま竹田委員御指摘のとおり、歳出面で、支出面で増額をお願いする要因がございましてしたので、補正をお願いしなかつたわけでございます。まあ、公庫等の予算・決算に関する法律あるいは輸銀法、開銀法の規定を見ましても、必要な場合には補正予算を提出することができるといふことになつておりまして、そのような場合に法律上補正予算を提出しなければならぬことにはなつておりませんので、私も違法の問題はないというふうに考えております。

それから、たとえば借入金金の限度額が今回の特別措置によつて変わるわけでございますが、そういう面につきましては、借入金金の限度額の増額等につきましては予算総則をもつて御審議を仰いでおるといふこともつけ加えていただきたいと思います。

それから、私も実はいまの先生の御指摘の点は非常に予算書をつくる段階で気にしていたわけでございまして、収入支出予算を御提案申し上げるということにはならないけれども、今回法律ま

でお出しいたしましたして特別の措置を講ずるについて、三機関の財務内容がどうかであるか、あるいは経理内容がどうかであるかといったようなことを御審議の御参考にどういふかつかうか提出しなさいかぬのじゃないかというんでいろいろ工夫いたしまして、結局は予算の説明という、補正予算の説明というのをいつもお出ししておりますが、その中に三機関の財務内容を掲げておまして、これで御審議の御参考にされたいということで、われわれとしては精いっぱい工夫したつもりでおつたわけでございます。

○竹田四郎君 これはバックグラウンドも違ふんですよ。これはまあ古いことだから私申しませんけれども、要するに、われわれとしてこうしろということを言つていたわけですよ。あなたの方々が外的要因でやつたわけじゃないんですよ。しかもそれが、予算書を出すことができるんだから、禁止しちゃいけないんだから、出してはならないということになつていないんだから。ぼくは政治的にも当然出して、国民に財政がわかるようにすべきだと思つてんですよ。それを、ただ単なる幾つかの説明をしたからそれでよろしいということには私はこれはならぬと思つてんですよ。しかも、あなたたちはどこへそういう話持つていったか知りませんが、提案者の方には一向に説明なし、一遍にぼかんと出してやる。率直に言つてこういうものというのはいくらにいいですよ。一般会計と違ひましてね、非常にわかりにくいんですよ。だから、私は政治的にこれは今後出すようにすべきだと思つてすけれどもね。これはひとつ理事の方でこの問題については取り扱つてもらいたい、こう思つてんですよ。とにかくいままでずっとやつていふことが少し変わるならいいですよ、新しくこういうことをやつたんですからね。

それに、その前例というのがあるわけですよ、前にも。これと同じわけじゃありませんけれども、食糧管理会計のことで、私も議事録を読んでもみましたが、これは昭和四十四年の二月の四十三年度の補正予算のときに、一般会計から食

管会計が赤字になるからというときに金を出したわけですよ。このときも三百何億ですかの金を出しているわけですね。そして、いろいろな議論をしておりますよ、鳩山さんと福田さんと北山さんで。言うならこれは反対のようなことで、問題はね。おおよそ反対のようなことです。そして最後に、当時の福田総理は、この問題は、読みますと、「今回の補正予算の扱いは、これを前例といたしません。」とはっきり言つていらんですよ。ただそれだけじゃなくて、「なお、今後補正予算の扱いにつきましては、皆さんの御意見を十分尊重し、検討いたします。」ここまで約束していらんですよ。八年前に。こういうものは全然生かされてないんじゃないですか。そういう点で私はきわめて遺憾だと思つてんですよ。こういうことは今後も行われる可能性は私はあると思つてんですよ。いまのような財政事情の中で。だから、少なくとも大きく変えるときには私は予算書を出すべきだと思つてんですよ。これは確かに必要なだけではないという規定じゃないですよ。それだけども、私はやっぱりそう大きく変えたときは、少なくともそのときは予算書を出して、こういうふうにいたしました——内容については私も反対しているわけじゃないんですよ、決して。誤解されちゃ困るけれども、内容については、私どもも提案したことがかつてあるわけですから、反対しているわけじゃないんですよ。しかし、国民にわかりやすく、財政民主主義を貫くという意味では私は出した方がいいし、あなた方もそういうものは大蔵省の中の密室でなくて、やっぱり国民に明らかにして財政について御協力を求めるという態度がなければ、これからの財政は私はやつていけないと思つてんですよ。

そういうことを考えると、これは終わっちゃったことですから、時間があれば私は予算委員会でもう少しやりたかつたんですが、時間がなかつたものですからやりましたけれども、私はこの時期には当然できるという規定があつて、やつてはならないということじゃありませんか。

○政府委員(山口光秀君) 財政民主主義と申しますか、国民に広い意味で国の予算のことをよく理解していただくという努力はますます必要になつてきていると思つてございまして、今回の問題について申しますと、問題は、収入支出予算の問題というよりは利益処分の問題であり、あるいは、たとえば繰り上げ償還という、収入支出以外の要素の問題であるということでございます。よく理解していただくためには収入支出予算をお出しするというのが本筋かというところではむしろないんで、三機関の財務内容あるいは資金計画といったようなものをお示しする方が実態的に御理解いただける筋ではないかというふうにお思ひなさい。われわれもそういう意味で国民に御理解いただく、あるいは国会の御審議の便になるようなことを努めたいということではあります。けれども、いまのお話でございまして、どうも収入支出予算を出すのがいいのか、あるいは、いま申しましたような財務内容を明らかにするような資料をお出しするのがいいのかと申しますと、どうも私どもは後者の方ではないかと思ひまして、十分でなかつたかもしれませんが、そういう方法をとりしていただいたというところでございます。

○国務大臣(坊秀男君) 大分厳しい御指摘を受けただでございますが、この件に關しましては、実は事前に各党の政策審議会の会長さん……

ら、私はやるのが財政民主主義の立場からいって、国民によりよく理解していただくためにも、私は出して、大蔵省はそれによつて間違いを犯したということにはならぬと思つてんですよ。進んでそういう点においては私はやつてもらわなくちゃ困ると思つてんですよ。

今度のこの問題をどう結末をつけていくか、これはさらにひとつ理事会あたりで十分検討していただいて、今度のこの教訓をどうするかというのをやつたり残していただきたい、こういうふうにお思ひなさい、大蔵大臣、どうですか。

○政府委員(山口光秀君) 財政民主主義と申しますか、国民に広い意味で国の予算のことをよく理解していただくという努力はますます必要になつてきていると思つてございまして、今回の問題について申しますと、問題は、収入支出予算の問題というよりは利益処分の問題であり、あるいは、たとえば繰り上げ償還という、収入支出以外の要素の問題であるということでございます。よく理解していただくためには収入支出予算をお出しするというのが本筋かというところではむしろないんで、三機関の財務内容あるいは資金計画といったようなものをお示しする方が実態的に御理解いただける筋ではないかというふうにお思ひなさい。われわれもそういう意味で国民に御理解いただく、あるいは国会の御審議の便になるようなことを努めたいということではあります。けれども、いまのお話でございまして、どうも収入支出予算を出すのがいいのか、あるいは、いま申しましたような財務内容を明らかにするような資料をお出しするのがいいのかと申しますと、どうも私どもは後者の方ではないかと思ひまして、十分でなかつたかもしれませんが、そういう方法をとりしていただいたというところでございます。

○国務大臣(坊秀男君) 大分厳しい御指摘を受けただでございますが、この件に關しましては、実は事前に各党の政策審議会の会長さん……

れ以外の金融機関にはないわけです。

○橋山篤君 その点は、後で資料でいただきたいと思ひます。

先ほどお答えがあったわけですが、内部留保をたくさん行ふという意味で、かなりボリュウムの多い金、それが銀行あるいは公庫にあるわけですが、理屈から言えば、コストの低い金を準備をするということになるだろうと思ふ。しかし、実際に借りる人の立場から言うと、金利にしろあるいはその他の融資条件が、できるだけ借りる者の立場から言えば有利にということに期待をするわけですね。貸し出す方の銀行なりあるいは公庫は、かなり多いものを持っているわけですから、内部留保をたくさんやっていると、あるいはやろうとしているということは、いま申し上げましたように、近い将来金利を安くして借りやすくする、あるいは融資条件を緩和をする、そういうふうな見通し、展望があつて年々この内部留保の金を積み上げてきたのかどうか、その点の因果関係をはつきりしてもらいたい。

○政府委員(徳田博美君) お答えいたします。先生御指摘のとおり、政府関係機関の貸し出しにつきましては、量的な問題のほかに質的な問題があるわけがございます。特に金利の面であるとか担保の面であるとか、そういう面が特に中小企業にとっては非常に重要な問題でございます。そういう意味で、先ほどいろいろお答え申し上げましたように、滞賃引当金その他無利息の資金があることによつて、運用部の借入金金利を薄めまして低い金利を出しているわけでございます。具体的には、本年四月以来、貸付原資である運用部借入金の金利は一%しか下がっていないわけでございますけれども、貸付金利は一・三%の引き下げが行われておるわけでございます。

○橋山篤君 政府系の銀行、公庫、まあ設立がかなり古いわけですね、ほとんど昭和二十年代。その後のものはごく最近設立をされているものですが、ずっと毎年の予算総額全体あるいは貸付勘定の推移を計算をしてみますと、年々高くなつて

いるわけですね。これは利益金をそのまま国庫に返さず翌年に入れている、あるいはまた、新しく国が貸付枠をふやしている。いずれにしても、高度成長のときと言われました二、三年の間も、これまで同様にそれぞれの銀行、公庫の予算総額というものが、あるいは貸付勘定が多くなっているわけですね。

ところが、この二、三年の経済を見てみますと、政府の政策の上から言つてみても、安定成長に指向をした、あるいは安定成長の中で日本は生きているんだということをしばしば総理大臣は言っているわけですが、その国の政策とこの政策金融との間には余り関連がなく毎年毎年増額をされていると私は数字の上から判断をするわけです。その点についての考え方を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(徳田博美君) お答えいたします。政府関係機関の融資は、一般に政策金融と言われますように、そのときそのときの政府の重点的な施策を反映すべきものでございます。これは先生御指摘のとおり、そうすべきものでございすし、また、現実にもそのような形で行われているわけでございます。

たとえば、中小金融関係の三機関の貸し出しでございますが、本年度は前年対比一八%の伸びとなっております。これは御承知のとおり、相互銀行、信用金庫あたりの中小企業金融機関の伸びは一〇%、十数%にとどまっているわけでございます。それを大きく上回つて貸し出しが行われることになっております。こういうところの、たとえば現在のような経済金融情勢のもとで、中小企業の基礎の強化あるいは業種の構造転換ということが大事なものであるということが反映して、そのような策定が行われているわけでございます。

○橋山篤君 時間がないので余りきめの細かいお答えがいただけないようですが、抽象的には私はそういう回答だろうと思ふんです。そこで今日、総理大臣がよく言います六・七%

時代あるいは六%台というこの成長率の中における政策金融、政府系の銀行の社会的責任というものは、単に抽象的なものでなくて、もっと具体的なしなければならぬというふうに思ふわけですね。これはすでに銀行関係の審議会でも、この安定成長における銀行の役割、社会的責任というものが議論が始まっているように思ふわけですが、しかし国会としては、国が資金を出して政策金融をやっているわけですから、少なくとも、この二の銀行なり公庫の今日的な社会的な役割というものは何だということをちゃんと明確にすべきではないかというふうに思ふますが、その点もう一度お願いしたいと思います。

○政府委員(徳田博美君) その点はまさに御指摘のとおりでございます。それぞれの政策目的をもちまして、中小企業金融であるとかあるいは住宅金融であるとかそのほか環境衛生関係、それぞれの金融機関があるわけでございますけれども、それぞれの金融機関におきまして、それぞれの政策目的を十分に果たすように資金が計画が策定されているわけでございます。それからまた、個々の金融機関の内部におきましても、たとえば開発銀行とか輸出入銀行その他かなり幅の広い融資をしているわけでございますけれども、たとえば開発銀行をとりましても、総融資に占める比率で申しますと、国民生活改善関係の資金が四十七年には全体の一〇%でございましたが、五十二年には三〇%に上がつておるわけでございます。そういう意味で新しい国民のニーズに合わせた、あるいは国民経済構造の変化に合わせた融資が行われるように、政府といたしましてかなり指導しているわけでございます。

○橋山篤君 それでは話題を変えたいと思ひます。九月三日に政府が総合経済対策を発表した時点では、たしかレートは二百六十七円前後ではなかったかというふうに思ひます。その当時のレートから考えてみまして、この円高問題については多少懸念があったと思ひますけれども、基本的な重

点対策目標に入つていなかったわけですね。その後、この円高問題が急速に変化をしたために、いま具体的な対応を迫られているわけですが、この一週間あたりの状況を見ておきますと、二百四十九円とか二百五十円というふうになり変化をしております。また、政府にしろ業界にしろわれわれにしろ、一円下がった、一円上がったということを一喜一憂しなければならぬほど影響があるというふうに思ふわけです。

そこで、これからレートが九月三日発表した当時の二百六十円台というふうなことを想定ができるかどうか、あるいは二百四十円台から二百五十円ぐらいのところまで低迷するかどうか、この見通しについてまずお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(坊秀男君) 御指摘のように、円ドル為替が最近に至りましてまた大変な円高、ドル安というふうな実況を呈しております。これは、何と申しましても、やはり基本的にはわが方の輸出が非常に堅調であつて、アメリカの将来のドル安ということが予想されるということと、どういふこととに相なつておると思ひますが、円高が今後長期に続いてまいりますと、わが方の輸出の量がだんだん減つてくる、輸入がふえてくるということになるわけでございますけれども、そういうことはこれは大変なタイムラグを要することであり、またそういういったような、どういふ規模になるかということを予想しとおつしやられても、なかなかこれはむずかしいことであらうと思ひます。

しかし、この状況を一体どういふふうに直接レート、水準を維持していくとか、あるいはある一定の方向にこれを誘導していくというふうなことは、いまのフォート下におきましてはこれはなかなかできないというところでございまして、そういうふうなことから考えまして、予想をどの線に置き、置いたらどうかということにつきましては、ここでごなかなかこれを申し上げるということではございませぬし、また、たとえば

でも、予想をするということは私の口から申し上げることは差し控えさせていただきたいと思ひます。

○磯山鯨君 このレートの問題について日銀が介入をする、これも当然のことだろうと思います。しかし日本政府としては、少なくとも六・七％というものを国際的にも内外に明らかにして、国際

的な責任を負っているわけですね。それと関連を
して、当然為替レートの問題が、円高になってた
だ被害をどう払いのけるか、あるいは影響のある
業種、産業あるいは地域に対してどういう手を打
つかというだけではきわめて消極的な対応策にし
かならないと思う。政府として、この問題を解決
するためにどういう道をとれば円高問題について
ある一定の見通しをつけることができるかという
具体的なものがなければ、国民全体は安心ができ
ないというふうに思いますが、なかなかそれは国
際的なかわり合いがありまして、秘中の秘のこと
もあるだろうし、あるいは対策の立てられない
部分もあると思いますが、現在考えている具体的
なものとは何か、そのことについて明らかにして
もらいたい。

○国務大臣(坊秀男君) 現在考えておりますことを基本的に申し上げますと、何回も申し上げておりますけれども、総合経済対策を決めましてそれを着実に実行する、そのために先般成立を見た補正予算というものを、これもできるだけ早く本年度のうちに必ず消化するということ、それからまた対外経済政策といいますが、これも実行をしていくということとか、最近いろいろ考えておりますけれども、何といたしまして輸入でございませうね、それを刺激をいたしまして、たとえば東京ラウンドに先立ちまして——基本は東京ラウンドでございませうけれども、東京ラウンドに先立ちまして、輸入の何と申しますか、前倒しといひますか、そういうったようなことをいま政府は鋭意これを考えて、できるだけ速やかにそれを実行してまいりたい、かように考えておる次第でございませう。

○磯山篤君 仮に、レートが二百五十円でしばらく続くということになったといたしますと、当然成長率に重大な影響があることは間違いないと思いますね。総合対策を立てられた二百六十七円當時、現在二百五十円前後というところのようですが、この関係でいきますと成長率はどのくらいダウンをすることになるのでしょうか。

○政府委員(澤野潤君) お答え申し上げます。
先生のおっしゃいますように、円レートは八月から九月末にかけて大体二百六十六円前後で非常に安定的な推移をたどってまいりましたが、総合経済対策をとります前後から、まあ、そのころもまたやはり二百六十六円であったわけでございますけれども、九月末から十月にかけてかなり急激な円高傾向というものが出てきておるわけでございます。したがいまして、この為替レートの高というところが長期にわたりまして続くということになると、これはやはり輸出数量が減少し、輸入の数量を増加させるという効果はあると思います。

そうした効果が実際にあらわれるのにどれくらいの間がかかるか、これはなかなかむずかしい問題もございまして、まずその第一にタイムラグ問題はどれくらいあるかという問題、それからその効果はどの程度であるかという問題がなかなか推測することはむずかしいわけでございまして、そんなに早くあらわれるとは思ってないわけでございします。したがいまして、私どもといたしましては、去る九月三日に決定いたしました総合経済対策、これをなるべく速やかに実施に移しまして景気の着実な回復ということを図ってまいりたいと思つてゐるわけでございまして、それをやつてまいります以上、五十二年度におきましては例の六・七・七という実質経済成長率というものは十分達成できるのではないかと考えておるわけでございます。

○磯山篤君 総合経済対策、七・七推進をする、多少効果があらわれるのは遅くなるけれども六・七になるものと思うというふうに言われたんですけれども、単純な計算でいきまして、二百五十円

○政府委員(澤野潤君) お答え申し上げます。

ただいま申しましたように、確かに長期にわたった場合でございます。それがタイムラグをある程度持った上で影響があらわれてくるということとは、それは事実そうだろうと思います。しかし、それがいつごろからどの程度と申しますか、いま先生がおっしゃいましたように〇・三ぐらいという程度であるのかどうかということについては、現在の段階では予測することは非常にむずかしいということでお答え申し上げたわけでございます。

○**穂山篤君** 前回の大蔵委員会で、円高にかかわることについて関係機関が実態調査をいま始めた、こういう御報告をいただいたわけですが、たしかあはれは七十六地区ですか、その調査のすべては終了はしていないだろうと思いますが、その中間的な実情を明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(中沢忠義君) 中小企業庁でございますが、いま先生御指摘のように、七十六産地につきまして十月下旬から各県と連絡をとりまして調査に入っております。この結果につきましては、十一月半ばごろに集計が出ると思います。従来は二十二産地を対象といたしまして、七月以降数回にわたりまして調査をしておりますが、一番最近の時点で結果が出ておりますのは十月の調査でございます。

その調査では、特徴的に申し上げられますのは、一時落ちついておりました成約の回復状況は、十月初旬からの円高傾向によりまして再び為替相場場の先行き模様がめとということから発注率が落ちておるということで、十月上旬の状況では通常の水準に比べ受注残の減少ということが出て

○磯山篤君 早く調査の結果を明らかにして、対応をとにかく急がなければならぬというふうに思うわけです。

さて、そこで対応の問題なんですけれども、先ほどの御答弁では、できるだけ総合経済対策の実

一番最悪な事態にありますし、よくならないという
気休めの気持ちはあったにしてみても、対応対策
としては、二百四十円あるいは二百五十円前後と
いうものがしばらく続くという、そういう展望に
立って対応策をつくらなければ、これは気休め
で、業界やあるいは産地やあるいは働く人たちに
気休め的なことを言ってみても私はしょうがない
と思うんですね。ですから、厳しい立場で対応を
ぜひしてもらわなければならない。

その立場から若干の質問をしたいわけですが、すでに予約があったところも発注がとまった、あるいは予約がその後ない、だから勢い生産を縮めなければならぬし、落とさなければならぬ。まあ出血をやるとするならば赤字覚悟でやらなきゃならないわけなんですけれども、ほとんどの業種業界に聞きましたが、出血はしたくないという気持ちですね。そうしますと操業を縮めるあるいは停止をするということになれば、結果的には機械をとめる、労働者を解雇にするかあるいはいろんな方法があるだろうと思いますが、合理化をせざるを得ない。現実には若干の地域歩きまでもそういう状態が起きているわけです。

さてそこで、この円高に伴う労働者の救済の問題です。これは不況業種の問題にプラスアルファとして加えられ、つけ加えられているわけですから非常に深刻であります。たとえばある業者が銀行に金を借りに行った。ところが、融資の条件の中に労働者を幾ら幾ら要員を削減しなければ金を貸さない、そういう条件がついているところが

非常にふえてきたわけです。これは労働者にもすでに駆け込みを行っている業者もあるいは組合もありますけれども、今度の臨時国会の性格というのは景気浮揚と同時に失業対策、雇用対策というところに中心があるわけですが、せっかく国会で議論をして金を捻出をして予算の補正を行う、あるいは公定歩合を引き下げるといふあらゆる手段方法を通しても、出先のところでは親の気持ちが十分に伝わらない。現に伝わっていないわけですね。その銀行融資のあり方の問題について、少なくとも今日は物の考え方、発想を変えなければならぬというふうに考えますが、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) こういう不況の時期における民間金融機関融資のあり方でございますが、確かに先生御指摘のとおりでございます。金融機関というのは融資に関してはスペシャリストでありプロであるわけでございますから、相手の内容が危なくなつたからと言ってすぐに手を引くようでは、これは本来の機能を全うし得ないわけでございます。そういう意味で、これからまさに金融機関経営者としては本来の金融機関としての機能を発揮する正念場に来ているわけでございます。特に、先生御指摘の雇用問題との関連でございますが、これは先般来申し上げておりますように、今回の公定歩合引き下げに関連いたしまして、今回の公定歩合引き下げの目的というのは雇用の安定維持にあるわけでございますので、企業と金利引き下げの交渉をする際には、相手方企業にその趣旨を十分伝達するようにということにつきまして、公定歩合引き下げの直後に、全銀協の会長以下各金融機関の代表者を呼びまして、十分にその点は示達した次第でございます。

それから、ただいま先生の御指摘になった融資に当たって人員整理を条件とするようなことがあつたのではないかと、こういう問題でございますけれども、民間の金融機関としては、御承知のとおり、大事な預金者の預金を融資しているわけでございいますから、融資先の企業の内容の健全性につ

いて関心を持つこと、これは当然でございますけれども、しかし、金融機関として労使問題に立ち入るべきではないことはもちろんでございます。また、経営者の意思に反して人員整理というようなことを条件にして融資をするということが好ましくないということも、これもそのとおりでございます。

したがいまして、特に先般各金融機関の団体の代表者を呼び集めまして、この点については十分に配慮するよう示達いたしました。その点各金融機関も書面をもつて管下に流しているわけでございます。そういう面では、雇用問題については大蔵省といたしましても金融機関の指導に当たつて十分に配慮しておりますし、これからのそのような指導を続けていきたい、このように考えております。

○磯山篤君 代表を集められたし通達を出したという話は聞いておりますが、しかし、それが具体的に担保されるかどうか、保証力があるかどうかというのは全く見当がつかないわけですね。ですから、たとえばの話ですけれども、融資の条件に労働者をどのくらい首を切らない、そうしなければ低利の融資はしないというふうな事件が現にあるわけですが、それを救済するにはどこかで保証してやらなければいかぬと思ふんですね。

一案ですけれども、たとえば財務局なり財務部に苦情窓口といふものが、駆け込み口といふものか、そういうものを一つつくって具体的にこの保証をきちっと行わしめるという措置がなければ、単にそれは指導したということだけで終わってしまうと思ふんです。私の言いたいののは、この厳しい状況はわかれますけれども、公定歩合を下げたときに金貸しの条件として首を切る。一番簡単なやり方ですね。ですからそれを排除するために、たとえば日銀の支店とかあるいは財務部というものが窓口になつて、そういう苦情があるならば具体的に持つてこい、こういうふうな措置を考えてもいいときではないかと思ひますが、そのことについ

て考え方を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、単に示達しただけではそれは効果は余り期待できないわけでありまして、そのフォローアップも非常に大事でございます。実はこの点につきまして、先月の二十七日に全国の財務局の理財部長会議がございまして、その席上でこの問題を取り上げまして、理財部、各財務部においてもこの問題についても金融機関を十分指導するように指示してございます。また、その後検査その他につきましても、そういう機会をとらえてそういう問題がないかどうかについてこの点も指導を重ねていきたいと、このように考えております。

○磯山篤君 これは少し古い話になりますが、例の狂乱物価の際に三木総理は政治姿勢として、悪質な業者の売り惜しみというふうなものが横行しているのをこれを何とかしたいという、その政治姿勢として目安箱を考えたいわけですね。これは直接それがどれだけの効果があつたかというところは計算の上では明確でないにしても、私は政治的には非常に効果のあつた方法だと思ふ。それにならうつもりはありませぬけれども、常に労働者がその犠牲になつていっているのは何としても耐えられない状況でありますので、駆け込みの具体的な処理、不満の具体的なはけ口、窓口というものを一つつくるのが福田内閣の政治姿勢として一番私は必要ではないか。その方法はいろいろあります。しかし、単なる指導でなくて具体的な窓口というものを改めてもう一度お伺いをしておきたい。

○政府委員(徳田博美君) 御指摘のような窓口を活用することは非常に大事だと思ひます。現在御承知のとおり、両建て歩積に関連いたしまして中小企業に關するものも苦情を承る相談所が各財務局、財務部にございまして、その周知徹底をさらに図りましてそれを活用してまいりたい、このように考えます。

○磯山篤君 まだ私は不満なんですけれども、たとえば、まあたとえばというよりも具体的にいま

東京都内でも起きておりますし、その他日本全国でたくさん紛争が起きているわけですね、現実。経営者としても何とか再起再建をしたい、低利の融資を借りたい、あるいは無担保のものをほしい、これは本心に精いっぱい努力をしているわけですが、その努力がどうしても報いられないわけですね。国全体がいま緊急事態に対して知恵をしぼっているんだと、私はそういうことを具体的にするために窓口というものを提起をしたわけですが、しかし、それも窓口がありますよというだけでは政治的な効果というものは、あるいは具体的な成果というものを生むことはできないと思ふんです。

一例ですけれども、政府が今度こういう駆け込み機関をつくつたと、あるいは苦情の受け付け場所をこういうところに設置をした。企業の秘密は守るけれども、心配なところ、問題のところは駆け込んでこいよ。そういうことを新聞その他で広告をすることが、このむずかしいときを乗り切る政府の政治的な私は姿勢ではないか。ですから、もう一歩もう一歩前へ、先の努力をしなればならないし、その努力の方向を国民の前に明らかにするということを私は提案をしているわけですが、大蔵大臣、ひとつ見解を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(徳田博美君) 御指摘の点につきましては、十分承りまして、特に商工会議所であるとか商工会との連携も非常に大事だと思ひますので、その辺との連携を進めまして、広報活動、そういうものの存在ということも十分に徹底させまして、中小企業者の苦情について前向きに受けとめるように検討してまいりたいと思ひます。

○磯山篤君 労働大臣がおいでにならないんですけれども、いまの問題に関連をして、雇用のことについてお伺いをしたいと思います。

不況業種、あるいは円高によります影響、これはすべて最後のところになりますと雇用の問題になるわけですね。たとえば、最近のあの三井金属にしろ、あるいは日本曹達の合理化、首切りの状況

を見ておりました、これはもう大変な削減の提案がされているわけです。ただ、労働者の首を切ってしまうというだけでは、これはもうどうにもならないというふうに思うわけですが、片方では雇用対策の問題について別の委員会で議論をされておりますので、その議論を十分に待つ以外に方法はないと思いますが、野党の提案の臨時措置法、雇用対策の臨時措置法のどういふところがネックになって、邪魔になって政府としては受けられないのか。その点をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○説明員(白井晋太郎君) お答えいたします。

いまの御質問でございますが、離職者対策につきましては各党法案を提出しておられますけれども、政府としては各党の調整を見守っているところでございます。野党の法案につきましても、特にここで御意見を申し上げることはできないと思います。

○磯山篤君 まあ、やむを得ないですな、これじゃ最後に、大蔵大臣、六・七%のことについてお伺いします。

総理大臣は、最初六・七%周辺ということで成長率を国会に明らかにしました。その後、国際的には六・七%というふうにしつかりした目安というものを明示をいたしました。その後の努力は努力としてわかりますが、最近のような経済状況から考えてみまして、六・七%あるいは六・七%周辺という数字はきわめて大変な数字になっていると思います。幾らになるかわかりませんが、これども、少なくとも六・七%あるいはこの周辺ということにはならないと思います。

その場合に、数字のよしあしということよりも、これは一たん国際的に明らかにした目安、あるいは成長率の目標であるだけに、これは国際的な数字というふうに言わざるを得ないと思うんです。私は六・七%が無理だというふうに判断をしますが、もしそういう私が指摘をするような状況に立ち至ったとするならば、日本の国際的な信

用、あるいは国際的に発言をした責任というのは具体的にどういふふうにおとりになるのか、明らかにしてもらいたい。

○国務大臣(坊秀男君) とにかく、現在円高と申しますか、そういったような傾向が非常に強くあらわれてまいっているというところから、一体六・七%達成できるかどうかということについて各方面から非常に、それでいいのかという御意見も承っております。私もこれは現段階といたしましては、これは総合経済対策だとかあるいは予算だとか、それからまた、その他の輸入の前倒しといったようなことに全力をささげてまいりまして、六・七%を何とかしてでもこれを達成していきたい、こういう考えでおる次第でございます。いろいろの御意見もあられますけれども、どうしてもこれを達成してまいると、こういう決意をいたしております。

○大木正吾君 磯山委員の雇用問題にちよつと関連しまして御質問いたします。

まず、衆議院の方の大蔵委員会の中では、金融機関の週休二日制問題に関する小委員会が持たれておったようでございまして、その記録も拝見しておったのでございすけれども、今回とられましてこの不況対策二兆円何がしの中では、政府は、特に総理も雇用拡大問題ということを非常に強調しておたわけでございます。従来の不況の際の金融の出番と少し中身が変わってきているわけなんです。いま磯山さんのおっしゃったことは主として不況業種関係でございすけれども、まあ銀行局長、あるいは審議官、大臣、それぞれ相当自信持って答えられておるわけでございますが、依然として失業者の数が百万台、二%台なんです。潜在を含めたら恐らく五、六%かも知れません。倍率の方は〇・五あるいは前後で変わってないわけですね。ですから、銀行法の十八条改正問題等に絡みまして、どうでしょう、少し雇用の創出拡大、こういったものについて大蔵省、労働省、その他政府関係で少し誘導的な政策をとるお考えはないですか。

これは、できましたらこの次にもっと深く質問をしたいんですけれども、きょう関連いたしまして一つだけ伺っておきたいんです。

○政府委員(徳田博美君) 週休二日制の問題はいろいろ御審議いただいているところでございすけれども、御承知のとおり、これは金融機関だけの問題ではないわけでございます。これはかつて大平大蔵大臣がお答えしたこともございす、大蔵省の守備範囲を越えた問題でございまして、一般的に社会経済各般に大きな関連のある問題でございす。したがって、この問題について銀行局、銀行サイドだけではかばかしい結論を出すというわけにはまいらないと思います。

しかしながら、当面の、先ほどのいろいろ御議論もありましたように、労働行政、雇用行政につきましては当面最大の課題でございすので、先ほど御答弁申し上げましたように、公定歩合の引き下げにつきましては雇用の安定維持という面につきましまして金融機関にいろいろと指導をしているわけでございます。これは日銀の短観でございす。それから、本年度上期の企業の経理の動向を見ますと、企業全体といたしましては一三%の減益でございす、一方人件費は六・五%の増加、こういうことになっておりますので、まあ、公定歩合引き下げによる金利負担の軽減が直接にそれに結びついたと言ふことはむずかしいと思ひますけれども、マクロ的な見方をもつてすれば、企業の収益の増加ではなく雇用の維持安定に向かう面が相当あったのではないかと、このように推定されるわけでございます。そういう面を含めまして、今後とも金利、金融政策を弾力的に運営することをいろいろ考えてまいりたいと、このように考えております。

○大木正吾君 ぜひ次回伺いたいたしてもう少し詳しく伺いたいたしてございす、金利負担軽減そのものが経営者なりその他の方々の負担軽減意識というのか、そういった気持ちをやわらけて、本来ならば臨時工あるいはパートタイマー——本工かもしませんが、そういう方は少しぜい肉を取

りたいとよく言われるんですけれども、私たちはぜい肉らしいんですけれども、そういったことを少し何か時期を延ばしたぐらいのことはあったかも知れませんが、しかし、総理ははつきり雇用の拡大と、こう言っているわけですから、そういった因果関係をばくらはもつとすっかり聞かないとならない、同時に、いま一番大事な問題は、何といたって銀行法十八条問題等が法的には大きな問題でございすから、この次にもう少し質問させていただきます。

○委員長(嶋崎均君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後一時二十分休憩

午後一時二十九分開会

○委員長(嶋崎均君) ただいまから大蔵委員会を開いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案の審査のため、本日、参考人として日本銀行副総裁前川春雄君の出席を求めることについて、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(嶋崎均君) 休憩前に引き続き、一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案を議題とし、質疑を続けます。

○塩出啓典君 それでは、ただいま議題になっております一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案に關しまして、まず二、三質問したいと思ひます。今回の法案そのものにつきましましては、昭和五十

だんとこれ通減をしていくように持っていきたいと、こういうふうな日本の財政を健全化してまいりたいと——一遍にぱっとはいきませんから——というふうな私は持っていきたいと、かように考へておる次第でございます。

○増出啓典君　そうしますと、五十三年度は大体何割にするつもりなんでしょうか。

○國務大臣(坊秀男君) でき得るならば三割からうんと低めにいきたいんでございますけれども、それはなかなか困難であらうと。三割を何とかしてできるだけ切つていきたいと、かように考えております。

○塩出啓典君 だからこれは、確かに三割も国債依存、しかも三年間続いてやっているような国は世界にもないわけで、これは低いにこしたことはないわけですね。だから私は、やはりそういう意味で、じゃ本当に後になって考えれば、こしは二割五分にしなければならなかったんだと、あるいは来年は二割四分にしておかなければならな

ったんだと、そうしていけば将来こうなっていくんだという、やはりある程度の将来に対するビジョンというか、そういうものの上からことは三割にしなければならぬ、来年は二割八分にしなければいけない、そうしてそれを守るためにあらゆる努力をしていくと。そうでないとなかなか財政の改革はできないんじゃないか。今回このような処置が、五十年度的ときから言われながらようやくにして、五十一年度本予算でもできず五十二

年度でもできず、五十二年補正予算においてそれが実現をしたということは、やっぱり大蔵大臣の言う三割という、これはまことに根拠はないと私は思うんですけれども、しかし一応のラインがあったから、そのもとに、それに皆さんの合意を

得られて実現をしたわけでありまして、当然、そういう意味から、私は長期的な財政再建のビジョンの上に立った国債依存度というものを一つの歯どめとして考えていかなければいけないんじゃないか。日本は非常に大きないま高度成長からの転換、あるいは油ショックからの立ち直りという非

常に大きな転換期を迎えておるわけで、なかなかこれは全治三年とか五年とかというような短期間で解決できるほどの軽症ではないんではないか。それだけに、大蔵省としても長期的なビジョンの上に立って、裏づけのある国債依存度の限界というものを私は考える必要があるのではないかと、こう思うんですが、この点、大蔵大臣の御意見はどうでしょうか。

○国務大臣(坊秀男君) やはりこの三割の依存度というものを、一遍にこれを大きく切っていくということは不可能です。だから私は、着実に漸進的にその方向に持っていくためには、おっしゃるとおり、五十三年度、五十四年度というふうに考えていかなければならないと思ひますけれども、それから、五十三年度に数字をどうする、三〇%をどこへ、二五%にするのか二六%にするのか、あるいは五十四年度にこれをさらに切り込んでいくのかといったようなその計画というものは、ただいまのところはこれと見通しを立てて計画を立てていくという段階には、今日のところ到達していないということを申し上げたいと思ひます。

○塩出啓典君 しかし、そういう方向にいま努力はされておるわけでしょう。また、大蔵大臣としても当然そういう中期計画というものを持たなくては行けないと、またそういう方向で努力をしていくと、そういうことはよろしいわけですね。——ちよつと御答弁いたして……

○国務大臣(坊秀男君) 御意見のとおりでございます。

○塩出啓典君 そこで、今回三つの機関、北東公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行、この三つの機関から産投会計へ国庫納付金八百三十七億円の納付され、それを加えて一千五十八億円の産投会計から一般会計へ繰り入れが行われると、このように聞いておるわけですが、この三金融機関から産投会計への国庫納付金の内訳はどうなっておりますか。八百三十七億円の内訳を知りたいんですが。

○政府委員(徳田博美君) 八百三十七億円の内訳でございますが、このうち輸銀が五十一億円でございまして、開銀が六百六十三億円、北東公庫が百二十三億円でございまして。

○塩出啓典君 そうしますと、私がいただきました資料によりますと、それぞれ三金融機関ともにいわゆる貸し倒れ引当金ですか、または滞償償却引当金の率を非常に下げて、そうしてそこで利益金に計上してそれを産投会計の方に納付する。その場合、それぞれの金融機関はこの繰入率を何%から何%に下げたのか、それによって幾らの金額がいわゆる利益金として浮かび上がったのか、これをちよつと説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) 貸し倒れ準備金に対する繰入率の変更でございますが、輸銀と開銀は従来の千分の十から千分の五に引き下げたわけでございまして。それから北東公庫については千分の十は従来どおりで変えなかったわけでございましてけれども、経過措置を廃止したわけでございまして。それによりまして取り崩しをいたしました金額は、輸銀が三百七十六億円、開銀が七百六十八億円、北東公庫が百二十三億円でございまして。

○塩出啓典君 そうしますと、これ、私もどうなつたのかよくわからないんですが、北東公庫は取り崩しが百二十三億円で、それが産投会計にそのまま納付されておるわけですね。ところが、開銀の場合は七百六十八億円が六百六十三億円に減つておる、取り崩し額のうち、いわゆる産投会計に繰り入れられたのがそれだけに減つておる。特に輸銀の場合は三百七十六億円が五十一億円の減つておるわけですが、これはどういうわけでございますか。

○政府委員(徳田博美君) お答えいたします。御指摘のとおり、北東公庫につきましては、貸し倒れ準備金の取り崩し額百二十三億円がそのまゝ財源の増加につながっているわけでございましてけれども、輸銀の場合には、三百七十六億円の取り崩しに對しまして、利益が出ましたので法定準備金の繰り入れが行われたわけでございまして。法定準備金の繰り入れは、貸出残高の千分の七といたことでございまして、三百二十五億が法定準備金に繰り入れられまして、残りの五十一億が国庫納付金になったわけでございまして。したがって、財源の増加額としては五十一億円になったわけでございまして。

それから開銀でございますが、七百六十八億円が取り崩されたわけでございましてけれども、国庫納付金の概算納付の予定していた額がすでに百五億円でございましたので、七百六十八億円から百五億円を引きました残りの六百六十三億円が今回の財源増加分になったわけでございまして。

ばいのか、これは非常に初歩的な質問で申しわけありませんが、ちよつとお聞きしたいんですけれども。

○政府委員(徳田博美君) 御承知のとおり、民間金融機関につきましては任意準備金それから法定準備金、これは開銀の法定準備金とは違った性格でございますけれども、名前と同じでございますが、そのような形で内部留保が認められているわけでございますけれども、それと同じような意味で、政府関係機関としての輸銀、開銀に法定準備金が認められているわけでございまして。これはほかの公庫にはないわけでございましてけれども、輸銀、開銀にだけ認められております理由としては、これらの二つの金融機関が銀行という名前を付せられていりまして、なおわたりになりますように、運営にはほかの公庫に比べて自主性が持たされているわけでございまして。したがって、その自主性を経理面で支えていくものとしての法定準備金が一応法律に規定されているわけでございまして、この法定準備金の機能といたしましては、内部留保を充実させまして経営基盤を安定させますとともに、長期の政策融資のリスクにも備えさせまして、経営の自主性あるいは弾力性を持たせるといふことをねらいとしたものでございまして。

○塩出啓典君 わかりました。

そこで、昭和四十九年度以降今日まで、赤字国債を除いても昭和四十九年度は国債納金整理資金に関する法律施行令の一部改正、これで四千三百三十億、また五十年には昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律、これによって二千六十七億、さらに昭和五十二年には貴金屬特別会計法を廃止する法律、これで九百九十七億、同じく国税収納金整理資金に関する法律の一部改正、これによって三千五百億、こういうように、何と申しますか、非常に歳入歳出の数字を合わせたものの処置としてこのようなことが行われておるわけでありまして、今日の財政状態から考えるならば、何となくわれわれもこうい

うものは小手先の一つのやり方であって、もっとやはり技術的なことを考えていかなければいけないのじゃないかと、何となくつじつまを合わせるためにやっているけれども、果たして、じやこれ過ぎたらこの次にはどういう財源が捻出されてくるのか、そういうような気がするわけでありまして、こういう今日までしてきた一連の処置を振り返って大蔵省としてはどう考えるのか、これを伺っておきます。

○政府委員(山口光秀君) たいまお話がございましたようにいろいろな財源対策をやつてまいりました。四十九年度の国税の關係は決算対策でやりましたものですからちよつと事情が違つたわけでございますが、いずれにせよいろいろな財源を探してきたわけでございます。

御案内のような大きな国債、公債依存を続けている財政でございますから、政府の中でいろいろ財源がないかというような、多少みみっちいと思われるようなこともやるし、これからもやるべきであろうと思ひますが、しかし、おっしゃいますように、基本は歳入歳出の見直しということにあるんではなからうかと思ひます。歳出面におきましては、既定経費を制度を含めまして根っこから洗い直すという努力をさらに続けていかなければならぬと思ひますし、歳入面でも負担の適正化のためにいろいろ努力を払つていかなければならぬ。大変苦しい道であらうかと思ひますが、それが基本的な筋道であらうかと思ひます。

○塩田啓典君 これは、いまも主計局長が根っこから見直していきつと、こういうことは去年もずっといままで言われてきていると思うのですけれどもね。しかし、現実にはそういうことだけではなかなか解決の糸口もつかめないと思ひます。そういう点からやはりシステムの抜本的と申しまして、それはわれわれはそういう言葉を使つても、じやどうすればいいかというとはわからないわけですから、最近新聞紙上で、アメリカ等においては各企業においてもゼロベース予算という、一つ一つのデシジョンパッケージとか

いうようなそういうものに分けて、そして優先順位を決めていくと。かなりいままでの予算編成のあり方とはシステムを変えていくようなことが行われておるわけですね。また、かつてアメリカにおいてもP.B.S.ですか、こういうようなものも試みられて、これは余り成功しなかつたやに聞いておるわけですが、しかし、何らかのそういう努力が私はなされていくと。やつてみてうまくいく場合もあれば、うまくいかない場合もあると思ひますけれども、そういうような何らかの新しい道がないものかどうか。優秀な人たちが集まつておる大蔵省ですから、そのあたりはアメリカの例等も参考に、もうちよつとシステムのな方法はなにかどうか。大蔵大臣としてそういうことをもつともつと真剣に考えて、強引にやっていく決意があるのかどうか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○政府委員(山口光秀君) たいまお話しのような、予算編成をもつとシステムチックにやれという、何かそういう手法を開発しようということは、私も予算編成の仕事をやつております者にとつてはもう年々来の夢でございます。いまお話のございましたP.P.B.S.が大分アメリカでもはややりましたときに、それを何とかわが国でも活用できないかというところで相当研究してまいりました。しかし、いまもお話ございましたように、P.B.S.という手法はアメリカでもどうもうまくいかなかつたというようなことで、私も残念に思つておるわけでございますが、最近お話がございましたゼロベース予算というのが、カーターがジョージア州でやつたことがある。今度連邦予算に ついても一九七八年度予算、来年の十月からの予算でございますけれども、それに適用しようじやないかというところで研究しているというようなことで、私も関心を持つてこれ勉強してみたいと思つておりますが、いろいろ研究する必要があるにあらうかと思ひますが、なかなかシステムチックに予算というものはばつとできるというようなところばかりじゃございませんで、折衝を重

ねながらいろいろ利害關係を調整していくというところ臭い、血みどろな過程というのが実は予算編成の過程にあるわけでございますので、その辺も踏まえながら、しかし、新しい手法の導入などについても研究を進めていきたいと、こういうふうにしております。

○塩田啓典君 これはやつぱり、だれか専属にこういうものを研究するとか、あるいはアメリカへ行つて、実際にジョージア州ではどういうふうなやつたのか、こういうようなものを十分研究はされておると思ひますけれども、これはやつぱり非常に大変な問題で、いままでのやり方を変えるということはもういろいろ抵抗もあるし、大変だと思ひますけれども、しかし、そういうことをやらなければならぬじゃないかと思ひます。そういう点で、大蔵大臣の決意だけども、うわれわれいままでの感じでは、口では根っこからやるやうと言つてゐるんですけれども、なかなかいままでの流れがずつといつまでも続いているやうな、そういう感じがしてならないのですけれども、その点どうですか。

○國務大臣(坊秀男君) 今日、日本の状況でございますが、いまさら私が申すまでもなく、国際、国内の経済事情というものは非常に困難をきわめております。ことにまた、そういうような中における日本の財政というものは、本当に困難な事情に立ち至つておりますが、そのときにおきまして五十三年度の予算を組んでいく。いまその作業を続けておる最中でございますけれども、これは御指摘のやうに、みみっちいと申すと大変あれでございますが、そういうたうな行き方でもつてはとうていやれないというのを私も考えております。だから、一方歳入の面におきまして、また他方歳出の面におきまして、これはもう思い切つてひとつ根本的にこれを見直して、いまの一番原点に立ち戻つて、そうしてそこから考えていくということをやらなければならぬと思ひます。さうなことで、歳出におきましては、あらゆる経費というものを對して検討いた

しまして、そしてこれを根っこから考えて節減をやつていくということを、スクラップ・アンド・ビルドの精神に徹しましてこれをやつていくと。そして、いまの日本の國に對しましてどういったやうなところに力を入れていくか。政策の選択と申しますか、これをきわめて厳しく、いまの事態に一体何を捨てて何をどう有効に活用していくかということ。それともう一つは、歳入の面におきまして、これはどうしても現在の体系における税制ということだけでもつては、なかなか歳出の面に應じていくことはできないというところ、なかなか応じることがむずかしいというやうなことから考えまして、まだ何税をどうするといふやうなことは考えておられませんけれども、ひとつこれも充実したものを持つていきたい。その持つていくためには、何と申しまして数年来言われております租税の公平化ということがどうしてから、一つずつ勇氣を出して、そしてこれに、歳入歳出の面において全力を挙げて取り組んでまいりたい、かように考えております。

○塩田啓典君 ひとつ御健闘祈ります。それから次に、昭和四十八年の十月に行政管理局が公庫の引当金のあり方等について勧告がなされておるわけがあります。この勧告は、一つは引当金のあり方、また一つは公庫の経営がなかなか不明瞭である。こういうやうな二点。そのほかにもあつたかもしれませんが、そういう点を勧告をしておるわけでありまして、現在それらの勧告はどのように実現に移され、どのように解決されてきたのか。これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(徳田博美君) お答えいたします。先生御指摘のとおり、四十八年の十月十一日に、行政管理局から勧告が出たわけでございますが、その内容は、先生御指摘のとおり、滞償償却引当金を中心としまして、滞償償却引当金の累積引き当てを行い、かつ、その処理に継続性がないため、公庫の経営の結果を示す決算の表示が不明瞭である。一般に公正妥当と認められる企業

会計原則とは異なった処理が行われているのではないかとご意見を述べ、滞り金引当金の問題と経理の明確化の問題について勧告がなされたわけでご意見を述べます。

その内容は、一つは、公庫の滞り金引当金繰り入れ方式が民間の一般金融機関と違ひまして累積方式をとっている、これは洗いかけ方式をとるべきではないかというのが一つでございます。

それからもう一つは、その繰入金額が償却の実績に比べて過大ではなからうか、こういう指摘でございます。

それから経理に關しましては、繰り入れ後の損益が毎年度ゼロとなるのは経営成績の把握の点からいっておかしいじゃないか。結局これは滞り金引当金の繰入率がかんり任意的に変動しているんではなからうか、このような指摘であつたわけでございます。

これに對しまして、政府側といたしましていろいろ対応策を実施したわけでご意見を述べ、一つは、滞り金引当金の経理の方法を行政管理局の指摘のとおり、累積方式から洗いかけ方式に変えたわけでございます。

それから、繰入率でございますが、これは従来累積方式をとりましたためにかなり繰入率が結果的に高くなつていたわけでご意見を述べ、これを改めまして、原則として民間の金融機関の二倍ということに改めたわけでございます。

それから、三番目の経理の明確化の点でございますが、これは、確かに指摘の前におきましては、公庫によりましては、収益が出た場合に、それを全部滞り金引当金の方に繰り入れたために、結果的に収益がゼロであるというふうな形になつておりました、行政管理局の指摘のとおり、累積率に継続性がなくなつたわけでご意見を述べ、今回は改めまして、民間の金融機関の二倍という一つの原則を打ち立てまして、このことによつて、いわば恣意性がなくなつたわけでご意見を述べ、継続性が確保されることになつたわけでご意見を述べ、したがらしまして、このような方式をとることにによりまして経理方式も明確になった、このように考えております。

とることにによりまして経理方式も明確になった、このように考えております。

○塩田啓典君 しかし、それ以後五十年、五十年とずっと見ましても、北東公庫以外は全部利益金がゼロになつておるわけですね。そういうことになりますと、余り前とは変わらないのじゃないかと、これはどういふことなんですか。

○政府委員(徳田博美君) お答えいたします。確かに先生御指摘のとおり、五十年以降におきましても結果的には利益金がゼロの公庫が多いわけでご意見を述べ、実はその背後にある経理の方式は全く変わつたわけでご意見を述べ、従来は、利益金が出ますと、どちらかという滞り金引当金の率をある程度動かすことによつて結果として利益金が出ないようになつたというふうな方式をとつた場合もあつたわけでご意見を述べ、五十年、五十年におきましては、滞り金引当金の率を一定にしてしまつたわけでご意見を述べ、したがらしまして、それを越える利益金が出た場合には必ず利益が出た形になるわけでご意見を述べ、この点につきましては、民間の金融機関におきましては一応貸し倒れ引当金を積んでその残りが利益になつてくるわけでご意見を述べ、その点においては民間金融機関と同一経理方式をとつたことになるわけでご意見を述べ、結果的にはゼロではございませんけれども、その背後の計算方式は全く変わつてきたわけでご意見を述べます。

○塩田啓典君 これは午前中にもいろいろ論議があつたわけですが、いよいよ滞り金引当金の率の率の滞り金引当金に比べて余りにも差がある。それで、午前中のお話では、やはり金融機関というものは、できるだけ貸出金利も下げ経営も安定をさしていかねばならぬ、そういう社会的な要請から、できるだけ引当金の額等も多いにこしたことはない、こういうお話で、それはそれとしてわかるわけですが、私は、行政管理局の勧告から考えるならば、やはり引当金というものは、その趣旨から考えて、どの程度の滞り金引当額が出るか、そういうものにある程度危険負担を考

えて、その平均の二倍とか三倍とかそういう程度に抑えて、そして、金融機関の金利を安くするとか経営の安定のためとかいふのはもつと別な項目を考えた方がつきりするのじゃないか。これはあるいは素人的な発想かもしれないけれども、行政管理局の勧告の趣旨から考えればそうすべきではないかと思ふんです。その点はどうなんですか。

○政府委員(徳田博美君) お答えいたします。先生御指摘のとおり、政府関係の金融機関でございましてから貸し倒れ引当金はもつと低くてもいいじゃないか、あるいは貸し倒れが出た場合には直接それを国庫で持てばいいではないか、そういうような議論も十分にあり得るわけでご意見を述べ、しかしながら、これは先般も御説明申し上げましたとおり、政府から独立して固有の金融業務を営んでおります金融機関といたしましては、これは行政管理局の勧告にもあるわけでご意見を述べ、できるだけ公正妥当と認められる企業会計原則のつとることが望ましいということになつておるわけでご意見を述べ、この点で貸し倒れ引当金も必要だと考えているわけでご意見を述べます。

その場合の繰入率の問題でございますけれども、確かに、現実の償却の比率は非常に低いわけでご意見を述べ、どの程度の滞り金引当金が適正であらうかという判断に当たりましては、過去の実績とともに将来への見通しということも大きな問題でございまして、御承知のとおりな経済金融情勢でございまして、現実に北東公庫ではかつて千分の六というふうな貸し倒れを生じたこともございまして、そのような面を考慮しますと、ある程度の繰入率は必要でございまして、また、先ほど申し上げましたように、政府から独立した金融機関として、特に開銀、輸銀の場合には法定準備金もございまして、公庫の場合には内部留保としては滞り金引当金だけでございまして、その意味でも、金融機関としての先ほどの企業会計原則という見地から見ましても、ある

程度の内部留保、しかもこれは無利息の非常に性質の金でございますから、それが必要だということとは考えられるわけでご意見を述べ、現実にこれだけの滞り金引当金が貸し出しに回されておりました、貸出金利を低めるのに機能しているわけでご意見を述べ、そのような各方面のことを踏まえて、現在程度の繰入率が適正ではないか、このように考えているわけでご意見を述べます。

○塩田啓典君 二点についてお尋ねしますが、不況が非常に深刻で不況業種の問題等も論議され、二十数カ月中小企業の負債一千万以上の倒産千件がもう続いておりますが、そういう中で、民間あるいは公庫を含めて、いわゆる滞り金引当額というものは増加の傾向にあるんじゃないか。一般的な話かもしれないけれども、それはどの程度の増加の傾向にあるのか。

それともう一つは、民間とそれから政府系、これは相手が大企業に貸し出す都市銀行は比較にならないと思うのですが、それに相応する民間銀行の場合の償却額と比べて、実際の額というのは率はどう違ふのか、この点もわかりましたら説明してほしいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) 金融機関の実際の償却でございますが、たとえば国民公庫で申し上げますと、五十年が二億五千三百万でございまして、五十年が六億三千七百万でございまして、二倍以上の増加となつておるわけでご意見を述べ、中小公庫につきましては、五十年が七千万が五十年が一億二千万と、このようにふえております。

それから、民間の金融機関の同じく償却でございますが、たとえば信用金庫で見ますと、五十年が五十六億円であつたのが五十年が九十六億円で、これも同じく倍にふえておるわけでご意見を述べ、そういう意味で最近滞り金引当の可能性がある非常にふえておるわけでご意見を述べます。

それから、貸出金総額に対する貸出金償却額の比率でございますが、たとえば信用金庫でございまして、五十年で千分の〇・五三でございます。

す。それから、国民公庫でございますと〇・三％
になっております。

○塩田啓典君 国民金融公庫の場合が千分の三十
で、だから民間の場合とは……ちょっと、もう
一回よく言ってもらいたいですけれども。

○政府委員(徳田博美君) 国民公庫の場合には千
分の〇・三でございます。

○塩田啓典君 そうしますと、結局政府系の方が
高いということはいまの数字でも示されると判断
していいわけですか。民間の方が千分の〇・三
で、政府機関の方が千分の〇・五三と、こういう
ことをいま説明されたんですね。

○政府委員(徳田博美君) いま申し上げましたの
は、民間の場合には信用金庫を取り上げたわけで
ございますが、ほかの金融機関について申し上げます
と、たとえば全国銀行は千分の〇・一二でござい
ます。それから相互銀行が千分の〇・三でござい
まして、国民公庫の場合には、五十一年に關する
限りは相互銀行とはほぼ同じ程度でございます。

○塩田啓典君 ということは、政府系機関はあん
まり民間の金融機関が貸さないようなところへも
政策として貸す。だから当然そういう償却費も
多い。しかし、いまのデータから言いますと余り
変わらないということ、政府系金融機関もなか
な金を貸さない、こういうことになるわけ
ですか。その点はどうか判断していただけますか。

○政府委員(徳田博美君) たまたま五十一年の数字
はそのようなことでございまして、これは年別
によりましていろいろ変動がございまして、たと
えば同じ五十一年でも住宅公庫の場合には千分の
八になっているわけでございます。ですから、民
間金融機関のまあ二十倍、三十倍となっているわ
けでございます。その年その年によってかなり
変動があるわけでございます。ただ、基本的な傾
向といたしましては、国民公庫、中小公庫は、御
承知のとおり、一般民間金融機関の融通を困難と
する資金を融通しております。特に、最近では為
替変動関係あるいは倒産関連関係あるいは不況関

係の貸し出しが非常に増加しておりますので、こ
れからの先行きの見通しとしては、傾向はもう少し
し、これよりもっと償却の比率は高くなるんじゃない
かと考えております。

○塩田啓典君 まあ民間の二倍にしておるとい
う根拠について、どうもわれわれ明確に理解できな
いわけですが、この点はまた後日に譲りま
す。

そこで、今回の処置によりまして、いわゆる政
府系の三金融機関は無利子の金は一般会計の方に
行っちゃったわけで、その分は財投から利子のつ
くお金を借りるようになっておるわけでありま
す。そちらの方は利子がつくわけで、そうなりま
すと、当然経営的にも影響を受けると思うわけ
であります。したがって、貸出金利というものがな
かなか予定ほどは下がらない、貸出金利の下げ率
が鈍化していくんじゃないか、こういうことを心
配するわけでありまして、その点はどの程度の影
響があるのか、これをお伺いします。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、
無利息の資金がなくなりまして、これが財投資金
にかわるわけでございまして、これが財投資金
から、今回金利全体が引き下げの傾向にございま
して、原資全体としての金利が、運用部からの借入
金下がっているわけでございます。したがいま
して、現在の貸し出し面の金利、この前引き下げ
を行ったわけでございまして、その引き下げを行
った貸出金利の実効はこれからの可能であると考
えます。

○塩田啓典君 きょうの午前中のお話では、銀行
としての借り入れの方の金利は一％下がり、貸し
出しの方の金利は一・三％下がっており、だか
ら非常に利ざやが減って、なかなか金融機関の経
営も大変じゃないかというような、そういうよう
なお話だったわけで、その上に今回の処置があれ
ば、やっぱりまあ影響はないことはない、あるわ
けであります。どの程度の影響かですね。これ
はまあ全体の資金量から見ても心配することの
ない影響なのか。たとえば貸出金利が〇・一％ぐ

らいはどうしても下げ幅が少なからざるを得な
いものなのか。その程度の数字的なことはわか
りませんか。

○政府委員(徳田博美君) 本年度に關して申し上
げますと、まあ無利息の資金を国庫に納付いたし
ますのは年度末近くになってからでございます
で、したがいまして、その有利息の資金と入れか
わる期間がごくわずかでございまして。そういう意
味で、余り大きな影響はないものと考えておりま
す。

○塩田啓典君 わかりました。

それでは、この法案についての質問はこの程度
にとどめまして、あと二、三大蔵大臣にお伺い
して質問を終わりたいと思ひますが、まあこの円
相場の問題であります。以前から、海外からわ
が国の円相場に対する日銀の介入に対して、まあ
海外からはこれはダーティーフロートだ、こう
いうような批判があったわけでありまして。それ
に対して、大蔵省及び日銀の意見は、これはわが国
の場合はいわゆる投機的な円買いなどを防ぐため
に日銀の介入も当然ではないか、こういうような
主張でございまして、その間投機的な動きもあつた
とございまして、その間投機的な動きもあつたと
私も思っております。ただいま御指摘のダー
ティーフロートであるかグリーンフロートである
かという点でございまして、この点につきまして
は、IMFの為替相場に關しますガイドラインが
ございまして、その中で、自国通貨の為替相場の
短期的な乱高下が顕著に見られるような無秩序な
状態に対処するため、必要な場合、為替相場に介
入しなければならぬという規定がございまして、
この条項に適合する場合に介入いたします。

○政府委員(且弘昌君) 最近一カ月間に、かなり
各通貨につきまして円高の傾向があつたのは事実
でございまして、その間投機的な動きもあつたと
私も思っております。ただいま御指摘のダー
ティーフロートであるかグリーンフロートである
かという点でございまして、この点につきまして
は、IMFの為替相場に關しますガイドラインが
ございまして、その中で、自国通貨の為替相場の
短期的な乱高下が顕著に見られるような無秩序な
状態に対処するため、必要な場合、為替相場に介
入しなければならぬという規定がございまして、
この条項に適合する場合に介入いたします。

とは許されておるところでございまして、わが国
の通貨当局といたしまして、このような乱高下
が認められるときには随時介入してまいつた次第
でございます。

○塩田啓典君 しかし、結果的には乱高下、乱高
かもしれませんが、こういう急激な変化を
伴つておるといふ、そういう結果を生じたこと
は、やはり政府、日銀の買入れに対する姿勢が
非常に弱かつたんじゃないか、もっとやはり強力
にやるべきではなかったか、このように思ふわけ
であります。その点どう考えておりますか。

○政府委員(且弘昌君) 先ほど申し上げました介
入のガイドラインでございまして、その最初に
ございまして、加盟国は、国際収支の効果的な調
整を妨げるため、または他の加盟国に対し不正
な競争上の優位を得るために、為替相場または国
際通貨制度を操作することを回避しなければなら
ないということを言っております。この趣旨
は、原則として、為替相場といたしましては、
のときどきの市場の実勢に任せるべきものである
というのが原則でございまして、それに對しまし
て、乱高下がありまるときには、その例外として
介入しなければならぬということになっておる
わけでございます。わが国の通貨当局も従来こ
の原則に従つてまいつたわけでございまして。した
が、いまして、為替の市場の実勢が円高の方向に行
くという場合には、これは実勢に沿つていくのが
原則でございまして、それに對つて最近では上
つてきたということでございます。介入の態度が
なまぬるいというやの御指摘でございまして、た
だ、われわれとしましては、随時介入すべきと
きには十分介入してきまして、かように考えてお
る次第でございます。

○塩田啓典君 一説には、米国の金融機関とか、
それから西ドイツの金融機関とか、こういう人た
ちの意図的な円買いが相当あると、このように言
われておるわけですが、そういう実態につ
いてはどう把握されておりますか。

○政府委員(且弘昌君) 最初に申し上げましたよ

うに、確かに投機的な動きもございました。特に、海外からの円買い、ドル売りの圧力はかなりございました。しかしながら、九月二十八日の切り上げ率を見ますと、日本が、これは三十一日現在でございますけれども、六・六%、それからスイス・フランが五・三%、マルクも三・三%ということでございます。各通貨若干の程度の差はございますけれども、かなりそれぞれ切り上げられておるといのが実態でございます。

○増田啓典君 昨、官房長官に円急騰で緊急申し入れをしたわけですが、その中で、国際投機資金の急速な流入の規制について検討してもらいたい、こういうことを要望しておるわけですが、これはもう検討してくれているかどうか、こういうことはできるかどうか、その点どうなんでしょうか。

○政府委員(且弘昌君) わが国の為替管理は、ドイツあるいはスイスあるいはアメリカ等に比べましてなお今日かなり厳しいものがございまして、逆に申しますと、海外の投機資金につきましては、わが国はなかなか入りにくいという体制になっておるわけでございます。一方では、わが国のそういう厳しい為替管理に対しては、かなり厳しい海外からの批判もあるわけですが、現状としては、いま申し上げた諸国に比べますと投機資金が入りにくい体制になっておるのが実情でございます。

○増田啓典君 それから、政府は中小企業為替変動対策緊急融資制度と、こういう制度をつくりまして、これが十二月一日からでございますが、実施に移るやに聞いておるわけですが、これは金利が通常の金利で、やはり金を借りてもこれは返さなくちゃいけないわけで、輸出関連企業の深刻な事態を考えると、この金利をもっと下げてもらいたい、こういう強い要望があるわけがあります。私たちがこれは当然下げるべきではないかと思うわけですが、その点政府としては検討しておるかどうか、その用意ありや否や、これを伺いたいと思います。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘の中小企業為替変動対策特別融資制度でございますが、これは実は七月にドルが二百六十円台になりましたときに、それを踏まえましてできた制度でございます。御承知のように、現在はかなり実態が変わってきておりますので、目下通産省において実態調査中でございます。その結果が出ましたならば、御指摘のような点についても見直しが行われることがあり得ると思っております。

○増田啓典君 今回のこういう円高を招いたのは、一つにはアメリカが非常にドル防衛の努力が足りない、余りにも国際収支が赤字になって、こういうところに一つの大きな原因があるわけで、アメリカにももっとしっかりとやらなくては困ると思うわけですが、こういう点で、やはり日米の深い関係から考えるときに、日本政府としてもその点をアメリカに強力に要請をする、わが国ももちろん努力するけれども、アメリカにもやはりこれは強く要請をしなければならぬ、と思うのでありますが、その点大蔵大臣の考えはどうですか。

○国務大臣(坊秀男君) お説のとおりでございます。日本にドルがたまって円高になったというようなことは、アメリカががちゃがちゃ言いますけれども、これはすべてが日本の輸出というところではありません。それより大きな原因は、私はやっぱりアメリカが石油を初めそういったような物を、これは大変大量に継続的に輸入しておるというところでございまして、そういったような点につきましてもひとつ自衛をしてみたい、ということとは私どもの強い希望でございます。その要請はすでにしておるようなところでございまして、

○増田啓典君 最後に、政府は緊急輸入対策をいろいろ考えていらっしゃるようですが、特に問題になっておるのは牛肉ですね。実際オーストラリア等の輸入すれば国内価格よりもはるかに安い価格で輸入ができる。しかし、それをやる

と国内の畜産業者が困ると、こういうような問題があるわけですが、そのあたりを、やっぱり畜産事業もあるわけですから、もうちょっとうまく、国民の皆さんもいままではずつと安い牛肉が食べられて、しかも、畜産農家にも輸入価格とその販売価格の利益で補助金を出せるように、そういうようなうまい知恵を、消費者も生産者もどちらもやはり喜ぶような方法があるんじゃないか、緊急輸入の一環としてこの問題も私は大蔵大臣が音頭を取って解決すべきじゃないかと、こう思うわけですが、その点はどうですか。

○国務大臣(坊秀男君) そういったような点につきましては、目下政府におきまして、むしろ農林省その他通産省、そういった関係の省庁もございしますが、そういうところと密接なる連絡をいたしまして審議を重ねておる次第でございます。結局適時適切な措置に出よう、こういうことに相なっております。

○増田啓典君 終わります。

○渡辺武君 私は、まず最初に、筑波に都内の学校その他の施設が移転するその跡地の問題、これを若干伺いたいと思っております。

筑波移転に伴って東京都内に非常に大量のオープンスペースが残される、これはもう御承知のことだと思いますが、私の手元にある資料によりますと、都内だけで五省、十七機関、三十六カ所、百四十七ヘクタールの移転に伴ってのスペースができるという状況です。それで、これはいまの過密で悩む大東京にとつては最後の唯一の残されたオープンスペースと言つても差し支えないと思うんです。したがって、これは都市問題の解決、特に過密問題ですね、それからまた、防災上の諸要求を解決するための非常に適切な条件になるだろうというふうに私は考えるわけです。

で、東京都知事を初め都内二十三区の区長会や、それからまた、それぞれの地域の住民団体が非常に繰り返し繰り返し陳情しておられるということも私申し上げるまでもないことですが、この国会にも請願が出ております。御参考までに請願

の内容を読んでみますと、「一、国は、筑波学園都市に移転した各機関のすべての跡地を地方自治体に払い下げ、国の転用や三分割有償方式の採用、地方自治体以外への譲渡は行わないこと。二、地方自治体に譲渡するに当たっては、地方財政の危機と本来跡地が都民に還元されるべきものである点を考慮し、無償による払下げが貸与とすること。三、この内容に内容になっているんです。そうして、そういう請願の理由として、「筑波学園都市に移転した各機関の跡地は、総面積百四十七万平方メートル(四十四・五万坪、後樂園の百倍)」というふうに括弧して入れてあります。にも及び、東京都の過密問題の解決に不可欠な土地である」というのが一番最初に理由として挙げられているところがあります。

私は、こうした東京都の住民や自治体挙げてのこの強い要望はぜひ実現させるべきだということに思いますが、大蔵省としてはいまこの問題についてどういう方針で臨んでいらっしゃるか、伺いたいと思っております。

【委員長退席、理事上條勝久君着席】

○政府委員(川崎昭典君) 筑波移転跡地の転用ににつきましては、各方面からの御要望が非常にたくさん競合いたしております。これらの御要望を踏まえて、現在国有財産中央審議会に跡地利用の大綱について審議をお願いしているところでございます。同審議会におきまして利用計画の大綱が決定されました後に、関東地方審議会において具体的に利用計画を策定するという予定になっておりますが、大蔵省といたしまして、この利用計画の策定につきましては、既往の所管省庁の利用を優先的に認めるとか、あるいは全部何々するといったようなことは考えておりませんが、都市の過密解消と真に有効適切な利用を図るという覚悟で進めてまいり所存でございます。

○渡辺武君 いまおっしゃった国有財産中央審議会ですね、ここの審議はもうかなり何回も行われたという話も聞いておりますが、どういうような議論が出ているか、伺いたいと思っております。

○政府委員(川崎昭典君) 国有財産の審議会に中央審議会と地方審議会がございますが、現在審議が行われておりますのは中央審議会でございます。数回議論をいたしておりますけれども、主に過密解消といえますが、都市の再開発あるいは空閑地の確保といった面の議論から、どのような施設に転用を図るべきかといった議論がされておりますけれども、まだ公にできる段階には至っておりません。

○渡辺武君 その過密解消ということの中には、現在特に東京都で緊要なものとして議論されております防災問題ですね、これは含まれていると理解していいですか。

○政府委員(川崎昭典君) 防災の点につきましては、非常に重要な話でございますので、筑波移転跡地にも含まれておりますけれども、もっと広く返還地の利用をも含めまして議論をされております。

○渡辺武君 いま大蔵省としては過密解消という方向で考えるという御答弁があったと思いますが、私は、いろいろこの中央審議会でも議論が今後続けられるだろうし、それから地方審議会の方でも議論が進められるだろうと思っておりますけれども、これらをやつぱり貫いて、大蔵省として、いま東京都民や東京都あるいは二十三区のそれぞれが要望している中心問題ですね、いま言われた過密解消という方向を堅持していただきたいと思います。うふうに考えるんです。

この点について特に申し上げたいのは、この筑波に学園都市をつくって都内からいろいろな施設を移転するという法律ですね、筑波学園都市建設法というのがあります、そのときに、第一条にこの法律の目的が書かれていて、簡略に言えば学園都市をつくるということ、同時に「あわせて首都圏の既成市街地における人口の過度集中の緩和に寄与することを目的とする」というふうに、第一条で目的をはっきりたわれているわけですね。それから提案理由の説明の中でも、やはり同じように学園都市を建設するということと「あわ

せて首都圏の既成市街地における人口の過度集中の緩和に寄与する必要がある」ということもうたわれているわけです。やはりこの法の根本趣旨ですね、これに十分立って、今後の跡地の利用という問題についての大蔵省の方針を貫いていっていただきたいと思っておりますが、どうですか。

○政府委員(川崎昭典君) 御指摘の法律の趣旨に沿いまして、現在議論をさせていただいておるところでございます。

○渡辺武君 そうしますと、ちょっと心配になるのは、都市再開発という意見も審議会の中で出てくるという点ですね。いま文京区に住んでおりますが、池袋の駅がすぐ近くにあるんですね。見ますとね、あの池袋の駅の近くに以前あった巢鴨の拘置所の跡地ですね、これに新日本製鉄その他の大企業が、これが一緒になりまして大きなビルを何本もつくっていますね。最近では、いま建設中の高層ビルの影響でテレビが非常に広範な地域にまで障害を及ぼしているというふうな事例も出てくるようですね、あんなふうな形のいわゆる都市再開発に利用されたら、これはとてもたまったもんじゃありません。東京都民の要望も見るも無残に踏みこまれるだろうという懸念が非常に強いわけですね。

それで、具体的に人の名前を挙げるのは差し控えますけれども、この中央審議会の中には不動産関係の業界の代表の方も数人入っておられるわけですね。ですから、この都市再開発という意見が出てきているという点に、私は非常に懸念を持つわけですが、この都市再開発利用というものの可能性ですね、いまの筑波移転の跡地のこの点についてはどうお考えですか。

○政府委員(川崎昭典君) 先生の御指摘のお話は非常に貴重な、あるいはむしろかたいといえますが、根本問題を含んでおられると思いますが、いろいろな方面の御希望なり御要望、またいろいろな問題点を踏まえまして議論をさせていただいておるところでございますけれども、まだ内容をお話するとこの段階にまで至っておりません。

○渡辺武君 都市再開発をやる場合には都市再開発法に基づいて当然行われるだろうというふうな私考えるんですね。そうしますと、この都市再開発法に基づいて再開発については、細かい点は時間の関係で省略しますが、地域住民の同意といふのが非常に重要になってくると思うんですね。それから、特に地方自治体の姿勢ということも非常に重要な要件になると思うんですね。先ほど申しましたように、もう都も区も住民もいっしょに一体となって過密の解消と、あるいはまた、防災のための施設ということでも非常に強い要望を持っているわけですね。そういう条件のもとで、都市再開発に当たって住民の同意とか地方自治体の同意とかいうようなことが可能性として考えられましようか。

○政府委員(川崎昭典君) 都市再開発に当たりまして、いろいろな意味で法律上の手続が決まっておりますという点は十分心得て議論をさせていただいております。

○渡辺武君 特にこれは、地方自治体が施行するということになりまして大変な費用がかかる。それからまた、住民との間になかなか紛争も予想されるというふうな状態ですね。私はそういうことは避けるべきじゃないかと思っております。その点重ねて伺いたいと思うんです。

○政府委員(川崎昭典君) 跡地の利用が円満に実現できますように努力をいたしたいということとは私どもかねがねから希望しておるところでございます。その方向で審議会においても検討願っております次第でございます。

○渡辺武君 それからもう一点、有償三分割方式はとらないようにしてほしいという趣旨の請願になつておられるわけですが、この辺の可能性はどうですか。有償三分割方式というのがこの跡地に適用されるものなのかどうか。

○政府委員(川崎昭典君) おっしゃっておられます点は、返還財産に関する一つの指針と申しますか、方針については話かと思っておりますが、筑波の跡地につきましてはそういうことは一切未定でございます。

○渡辺武君 そうすると、有償三分割方式というのは米軍から返還された土地に限ってのことだということですね。だから、筑波に移転するその跡地についてはそれは適用されないということですか。

○政府委員(川崎昭典君) 筑波につきましては、まだ白紙でございます。

○渡辺武君 白紙というのはどういうことですか。この有償三分割方式というのは、はつきり「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」という国有財産中央審議会の答申の中で特別にうたわれていることでしょうか。そうしますと、筑波に移転したその跡地については、これは米軍返還財産じゃないでしょうか。そうすると、有償三分割方式というのはそこには適用されないというふうに当然解釈しなきゃならぬと思っておりますが、どうですか。

○政府委員(川崎昭典君) 御指摘のとおり、別の財産でございますから、そのものは適用されないわけでございます。

○渡辺武君 もう二点伺います。四十七年の国有財産中央審議会の答申、これを読んでみますと、端的に言えば、民間営利企業への払い下げはやらないと、あるいは公用もしくは公共用の土地として使うという趣旨のものになつておられると思いますが、そういうふうな解釈をしていでしょうかね。また、その方向で今度の跡地の利用というのが考えられるものだろうと思っておりますが、どうですか。

○政府委員(川崎昭典君) おっしゃるとおりでございます。公用、公共用を優先的にということでございます。

○渡辺武君 それで、いま文部省が、自分が従来使っていた土地です、学校特別会計に所属して

いる財産だったというようにあるところがあるかと思
います。入試センターとか国連大学だとかある
いは第二国立劇場などをつくりたいというよう
な強い要望があるというふうに私聞いています。
しかし、こういう建物をせっかくオープンス
ペースになるところに建てるということになりま
すと、これは過密解消あるいは防災という見地か
らしては好ましくないんじゃないかというふう
に思いますが、一番最初に、別にもとの所有者の
要望を優先的に考えるというこはしないという
ふうにおっしゃったけれども、この具体的な問題
についてもそう理解していいですか。

○政府委員(川崎昭典君) もとの所有者がいろ
ろと御希望を出すということは御要望の一つと
して検討させていただきます。特に優先的に考える
ということはないつもりでございます。

○渡辺武君 しかし、現在入試センターについて
は法律でも、そしてまた、予算の中にも若干組
まれているという中で、駒場で着々その準備が
進んでいるというふうに私は聞いております。こ
れは一体どういうふうになりますか。

○政府委員(川崎昭典君) 御指摘の駒場で準備が
進んでいるという点は、駒場の跡地に、一部、暫
定的にと申しますが、仮にそこで作業を行ってお
るといふことかと思いますが、これはあくまでも
暫定という事でございまして、本格的な用地の
跡地利用の計画決定ができた段階にはどうなるか
という点とはまた別の話でございまして。

○渡辺武君 それから柔道センターをつくらう
と、特に文京区の教育大の跡地、あの辺を目指し
てかなり猛運動が進んでいると。その運動の主体
になっている発起人の顔ぶれを見ますと、なか
か、財界の有力者その他等々がずうっと顔を並べ
ているんですね。地域の人たちは大変心配してい
るんです。この問題についてはいまだという御見
解ですか。

○政府委員(川崎昭典君) その問題はまだ詳しく
伺っておりませんし、また、御要望として踏まえ
ますといういろいろ検討しなければならぬと思いま

すけれども、ここでもちょっと意見を申し上げるよ
うな段階に至っていないわけでございます。

○渡辺武君 聞くところによりますと、防災とい
う問題が非常に重要になってきているものですか
ら、したがって、柔道センターをつくらう方が防
災上いいんだと、量もたくさん敷いてあるし、炊
き出しもできるんだというふうなことを言ってい
るらしいんですね。しかし問題は、やっぱり一定
のスペースがあるということが防災という見地か
らしたって非常に重大な問題なんですね。私聞い
てみますと、ここには百五十名収容の宿舎、それ
から百台収容の駐車場などの施設を設けるとい
うような計画も入っているらしいんですね。そう
なると、せっかく一定の広さのあるあの教
育大の跡地、これがやっぱりそういうかなりの高
層の建物になるだろうと思いますが、そういう建
物をつくることによって防災という見地からした
ら非常にこれは、何といいますが、効果の少ない
ものになるというおそれがあるわけですね。ひと
つその点も十分にござらんないだいて、過密解消、
防災という見地からこういう要求については厳し
い態度で臨んでいただきたいと思います。どうで
しょう。

○政府委員(川崎昭典君) 過密解消、防災とい
う見地から議論を進めるといふことにつきま
しては、先ほどから申し上げておりますとおり、そ
ういう趣旨で審議会でも審議を進めていただい
ております。

○渡辺武君 最後に一点伺いたいんですが、先
ほどの請願の中にも、地方自治体の財政がいま非
常に窮乏なんですね、有償で払い下げるといふこと
でともこれは困る、何とか無償にしてほしいとい
う趣旨のことが書かれてあるわけですね。これは
私はもつともなことだと思ふんです。文京区議会
で聞いてみますと、あそこ文京区にある教育大
の跡地、あれがもし仮に払い下げになったとき
区としてだけで数十億円の金がかかるというん
ですね。ですから、とてもこれは一つの区だけで
抱え切れない問題なんですよ。せっかくの土地を

本当に都民のものに生かす意味で、その点十分考
えていただきたい。特に無償貸与という方式がご
ざいますですね。国有財産法の第二十二條です
か、無償貸与という規定がありますし、それから
国有財産特別措置法の二條にやはり無償貸付け
という条項が出ていますので、これも、こうい
うようなせっかくの法の趣旨を十分に生かして対
応していただきたいと思いますが、どうでしょ
う。

○政府委員(川崎昭典君) 先生御指摘の地方公共
団体の財政事情、そういうものは十分わかるわ
けでございますけれども、国の財政事情というも
のまたございまして、したがって、国有財
産でございまして、やはり有償で処理するとい
うことを原則としたいというふうな考えでござ
いますけれども、一つ一つの処分につきましては無
理のいかないように、円満な解決を図りたいとい
うふうに思っております。

○渡辺武君 それじゃ、跡地払い下げの問題はこ
れで終わります。どうぞお引き取りください、あ
りがとうございました。

それでは、この法案の質問に移ります。
余り時間がないので端的に伺いますが、今度こ
の三金融機関の貸し倒れ引当金の繰入金率ですね、
これを若干引き下げて財源に充てるという措置が
行われたわけですが、これも、繰入金率を千
分の五まで引き下げた、開銀では千分の四・九、
北東公庫では千分の十ということになってござ
います。それで、このいただいた参考資料にも出
ておりますが、実際の債権償却ですね、これはもうほん
のわずかなものなんですね。四十九年度開銀で千
分の〇・一三、輸銀の場合には千分の〇・〇二、
北東公庫で千分の六というふうな状況で、実際の
いわば貸し倒れの状況と繰入金率に非常に大きな乖
離がある。先ほども他の委員から質問がありま
した。私も同じ立場から、この繰入金率はやはり
もっと実情に適した方向に引き下げるべきじゃな
いかというふうに思います。この点大蔵大臣どう
でしょう。

○政府委員(徳田博美君) 輸開銀、北東の貸し倒
れ準備金の繰入金率でございますが、先生御指摘の
とおり、最近是非常に償却が少なくなっているわけ
でございます。北東公庫の場合には四十九年約一億円の償却
があったわけでございますけれども、開銀の場合
には四十九年四億円の償却がありました。それ
以後余りないわけでございます。したがって、いまし
て、貸し倒れ準備金がこれだけ要らないのではな
いかという見方もあるわけでございますが、これ
はいままでの見方と申し上げてきました。よう
に、これらの金融機関は政府から一応独立して固
有の金融業務を行っているわけでございます。行政
管理庁の勧告にも、公正妥当な企業会計原則
によるべきではないかというふうな指摘もあるわ
けでございます。したがって、この点は貸し
倒れ引当金という形で貸し倒れに対処することが
必要と考えられるわけでございますが、その繰入
率につきましては、確かに政府関係機関であるか
らともともそういうものは要らないで、貸し倒
れがあれば直接国庫が負担すればいいじゃないか
というふうな議論も成り立ち得るわけございま
すけれども、しかしながら、独立の法人として機
能を営んでいる以上は、やはりすべて直ちに国庫
負担に依存するということではなくて、やはり貸
し倒れが出た場合には自己責任において自主的な
経理によりこれを負担することが望ましいわけ
でございます。

こういう意味から、いろいろな角度から繰入金率
を検討しているわけでございます。繰入金率につ
きましては、確かに行政管理局の勧告でも、過去
の償却を一応の基準とすべきではないかというよ
うな御指摘もあるわけでございますけれども、し
かしながら、金融機関の貸出金のこれは評価の引
当金でございまして、先行きの景気の動向がど
うなるか、あるいは金融情勢がどうなるかとい
うことも含めてこれを勘案しなければならぬわけ
でございます。

この点、輸銀、開銀具体的な御指摘がありまし
たので、それについて御説明申し上げますと、輸

余りを繰り入れようとする法案ですけれども、これはまあいろんな経過があったわけですから、ですからこの引当金を五%にして千五十八億余りをたたき出すということについて何も異論を唱える必要はないと思うんですが、しかし、純増分の三%、そしてここでは引当金を五%にして財源をひねり出したと、これは引当金としてはいまままでのいろいろ議論もありましたけれども、政府として

これはもうこれでいいんだと、全く引当金として十分なんだという、こういう前提に立っておられるということですか、そうですね。

○政府委員(徳田博美君) 今回の輸銀、開銀の貸し倒れ準備金の繰入率の引き下げでございまして、これは政府関係機関に対する貸し倒れ準備金につきましても、一応政策金融というたてまえから民間金融機関の二倍という原則でいままで行ってきたわけでございすけれども、今回、年度の途中において財政の節度を堅持しながら景気回復を策するという財政上の特別の必要に基づきまして、この見直しを行いました結果、輸銀、開銀につきましても他の公庫と比べて民間の金融機関とかなり類似点があるということに基づきまして、民間金融機関と同じ準備率、繰入率にしたわけでございす。そういう意味で、現在の時点ではこの貸し倒れ準備金の繰入率が一応妥当なものと、こういうふうに判断しております。

○中村利次君 妥当なものとの判断をされて、これは前々からやっぱ議論のあったところでございすね、この引当金。これは法人の引当金等についてもいろんな議論がいままで行われてきています。そこで再確認ですけれども、これで十分である、千分の五で十分であると、何ら差しつかえない、過去の実績等に照らしても、そういうことで一般会計への繰り入れを今度は財源の問題によって決めた、こういうぐあいに受け取ってよろしいわけですね。

○政府委員(徳田博美君) 先ほど申し上げましたような当面における政策要請あるいは財源の問題、政策金融のあり方等を含めて総合的に判断いたしました、現在の繰入率が適当であると、このように判断したわけでございす。

○中村利次君 法人の場合は経過措置を講じておられますね。政府関係の三機関の場合には、これは経過措置がないわけじゃありませんけれども、まず千分の五で一発で財源化をされた。法人の場合、これは金融保険業もあるわけですから、その辺の、法人の場合には経過措置で五十五年の

十月からですか、政府関係機関の場合には一発と、これは何か理由がありますか。

○政府委員(徳田博美君) 一般の税法上、法人の場合には激変緩和ということで経過措置がとられているわけでございますけれども、政府関係機関の場合にはそのような納税という問題がございせんので、一挙に経過措置はなしに千分の五にしたわけでございす。

○中村利次君 もう一回、よくわからなかったで

○政府委員(徳田博美君) 税制の場合には、これは法人税の関係がございすので、激変緩和ということもございまして経過措置をとっているわけでございますけれども、政府関係機関の場合にはそういう法人税のような問題もございせんので、経過措置をなくして一挙に千分の五にしたわけでございす。

○中村利次君 これは法人税制の改正ではなくて、政令、省令でやりなすっておるわけでしょう。どういう関係になりますか。

○政府委員(徳田博美君) 貸し倒れ準備金の繰り入れにつきましては、根拠法規は法律でございす。具体的には政令におきまして貸し倒れ準備金の繰入率は大蔵大臣が定めると、このように規定しております。

○中村利次君 ですから、政令、省令を私は非難しているのじゃないんです。法人税法の関係もあって激変を避けて経過措置を講じたとおっしゃる。どうもわからないんですが、政府関係の場合にはそういう関係がないから一発でやったとおっしゃるけれども、法人税制とどういう関係がありますか。

○国務大臣(坊秀男君) 政府機関の貸し倒れ準備金と税法上の一般の法人に対する貸し倒れ引当金というふうなものは、これは大体同じようなものでございすから、一方の税制上における貸し倒れ引当金と申すものは、これは一五%だったものをいきなり一遍に五%に引き下げると、そうすると税の負担が、その法人の大変に一年のうちに税

の負担が激変する、非常な激変をするというわけでございます。これを年々逐次下げていくと、こういうことでございす。政府機関の場合にはこれは税の関係がございせん。法人に対する課税をできるだけ漸次かけていくと、こういうことです。それで、一般の法人はそれでいい、その必要がある。ところが、政府機関の場合にはこれは何ら税の関係がございせんから、非常に引き下げられる方のはだに感ずる痛みという、それは民間の法人とは違いますから、それでこういうことになった。というよりも、一般法人の場合、税をかける場合にはどうしても余り急に激変をするというものは避けなければならぬ、ということなものでございす。

○中村利次君 これは確かに一般法人の場合一発で税が激増をするというのは避け、なだらかにするために経過措置をとったというものはある面ではわかります。しかし、千分の五で十分であるという前提に立てば、とにかく三年後にはトータルでは同じことでしょう、収収は、どうですか、大蔵大臣。

○国務大臣(坊秀男君) そのかけられる法人にとりましては、最後にいくものと、この積立金というものは、それに対しては税をかけないということになっておりますので、一遍にがたつとこれを下げたら、そうすると大変な税が、過剰負担と言ったところ、こういうことでございす。

○中村利次君 どうもはつきりしませんけれども、これはいろいろ議論になったところでございす。私はトータルではそれはどの差は出てこないと思ふんですが、どうせ千分の五にするわけですからね。だから経過措置を否定はしませんが、やっぱり何か景気対策のために財源が要すると、そしてその景気対策そのものは法人に対しては操業度を引き上げる等のプラス面がある。これはみんなそういうのを望んでいるわけですから、そこら辺の兼ね合いを財源等を絡めてどうお考えになるかということを実は聞きたいんですけれども、何かこれ

は、大蔵大臣は納得できるようなお答えはなさらないでしょう。ですからそれはいいです。

そこで、政府関係機関の内部留保のうち、この三機関だけではないで、たとえば電電公社なんか資本剰余金というのがありますが、これはどういう勘定ですか。

○政府委員(山口光秀君) 金融機関以外の政府関係機関でも、資本準備金とかあるいは利益準備金を持っている機関がございす。それは資本金を補いまして、たとえば固定資産の取得のための財源に実質的になつてゐる。片方で固定資産があるという引当としてそういう準備金があるというふうなやつになっているわけでございます。

○中村利次君 そうしますと、とにかく政府は公債の発行を三〇%以内というふうに非常に固執をされていらつしやる。これは二九が正しいのか三〇が正しいのか、三二、三三はいけないのかという議論は、いままでありましたが、とにかく三〇%というものを固執していらつしやる。そうなりまして、やっぱりこれから、たとえば六・七を円高問題、ドル安問題のあたりまで食いたがら何とかこれは何が何でも達成をしていくんだということになりますと、なおかつ、歳出面で効果のあるような対策が打てないと、これは行政機構の改革にしても大山鳴動ネズミ一匹にもならない。省庁の見直しですら、総理が執念を持っておりやうになったのが、これは大変な反響を食ってやうになるというぐらいいすから、私はこの行政機構の改革も歳出面でかなりの効果を生むやうな、そういうことの実現というものは期待できない。残念ながら、国民は非常にこれは期待しておられるけれども、また、失礼なことを言いますが、いまの政府では実効ある行革なんてことはできないというところになると、やっぱり歳入面をどう図っていくかというところになれば、こういう電電公社の資本剰余金とかあるいは専売公社の利益積立金とか、こういうものを財源的に手をつけるような可能性があるのかないのか、そういう点について伺つてお

というものを喚起して、国内需要というものを刺激することによって日本からの輸出圧力といえますか、それを軽減していくとともに、日本の輸入というものを増大していくということが、これが基本的な行き方であり、かつまた、それとともにやっぱり先般の対外経済対策でいろんなものを決めておりますが、たとえば輸入の前倒し、東京ラウンドに先立っているいろんなものを、石油の備蓄を初め輸入をしていくというようなことにつきますして、今日政府の関係各省におきまして非常堂に熱意を持っています実行方法、具体化について研

究しておるところでございますが、こういったような一連の施策というものを、これができるだけ早く効果的に実行していくことでございまして、相場そのものに対していろいろな誘導をしたりというようなことは、このフロートのもとにおいてはこれはやれないことであるということでございます。

○中村利次君 なかなかオーソドックスなことをおっしゃいますけれどもね。かなりこれはいまの円高あるいはドルの弱さというのとは異常な状態でしょう。アメリカは自国の責任において、ドルが安くなっているんだけれども戦略を持って国益的なことをやりますよね。日本はやらねえ放しです、これは。だからそこをわれわれは何か苦がないかと、こう言っているんですが、その基本的なことに加えて、何もよその国の不始末まで全部背負い込んであなた日本がきゅうきゅう言っている、そして円高によって倒産がまたブラスされる、そして雇用不安もますます深刻になる、こういったものに対してしりぬぐいばかりやっていると、何か攻撃的な戦略というものがありませんかと言っているんです。

○国務大臣(坊秀男君) ただいま申し上げたようなことは大変これはなまぬるい、こういったような御意見でございまして……

○中村利次君 それはやるべきです。

○国務大臣(坊秀男君) 私どもこれは一生懸命やるといたしまして、とにかくアメリカが赤字がふえてドルが安くなるという一つの大きな原因はあたかも日本にあるかのごとく、そういうことではなくて、私どももアメリカが石油の輸入というものを継続的にきわめて多量にやっておるということが一つの大きな原因だと思えます。そういうようなことから、アメリカに対してこれは別に干渉するわけでも何でもございせんけれども、ひとつアメリカのエネルギー政策におきまして考えてもらって、そうして石油の輸入というものはひとつ自衛をしてもえまいかということとはこれは要請をしておるというふうな次第でございます。

○中村利次君

これはもっと質疑を詰めた方がいいんですけども、時間がもう来てしまいましたから。やっぱり私は切ないものがあると思えますよ、日本国としては。それは片方には二百海里から漁業交渉の問題だってやらねえ放しという印象がある。片方には経済的あるいは国際通貨の上からだつてこれだけの深刻な国内情勢にありながら追い打ちをかけられているような、それで要請をするというのでは、何かやっぱり攻撃的な戦略というものがある、これは当然あつていいんじゃないかと思えますが、これはまた別の機会に譲る以外にありません。時間が参りましたからこれでやめますけれども、もっと国民の期待にこたえる、そういう政策、戦略というものをとってほしいと思えますね。

○委員長(嶋崎均君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日竹田四郎君が委員を辞任され、その補欠として田中寿美子君が選任されました。

○渡辺武君 日本銀行からおいでいただきましたので、円問題について若干伺いたいと思えます。

きょうの東京為替市場では、ついに一ドル二百四十八円という相場が出たそうであります。二百五十円台はもう割れてしまったというのが実情です。こういうような状態になってきますと、一体日本経済にとってどういうような深刻な影響があるのか、まずそれを伺いたいと思えます。

○政府委員(澤野潤君) お答えいたします。

確かに先生のおっしゃいますように、八月、九月は大体二百六十六円で円の相場は推移いたしました、九月の終わりがら最近にかけましてかなり急激に大幅に円高の傾向を得ております。しかし、この円高の傾向と申しますのも、これがもし長期的にずっと続いた場合には、基本的には理

論的に申しますと輸出数量が減少する、輸入数量が増加するということによってそれなりの効果があらわれてくるのじゃないかと思うのでございまして、しかし、この効果があらわれるまでにはかなりのタイムラグがあるというのがわれわれの過去の経験からも言えるわけでございまして、むしろ円高になりました当初は、黒字幅の縮小よりは黒字幅が増加するといった傾向すらあらわれ得るのが従来の経験でございまして。したがって、これがいかなる時期にいかなる程度にあらわれるかというところにつきましては、われわれとしては鋭意勉強中でございまして、けれども、なかなかむずかしい問題で、どの程度であるかということはいまこでは申し上げる立場にはございません。

しかしながら、少なくとも本年度に関する限り、五十二年度に関する限りは、先般採用いたしました総合経済対策、これによりまして内需を拡大し、内需を拡大することによって一応五十二年度内では一兆五、六千億円の効果があらわれると考へられておりますけれども、この内需の拡大によりまして経済成長、生産の拡大といったような面から、一応政府が見通しております実質経済成長六・七％というものにつきましては、それを何とか達成できるのではないかと考えておる次第でございまして。

○渡辺武君 私きょうは持ち時間少ないので、端的にひとつ皆さんお答えいただきたいと思うんです。

輸出中小企業は深刻な打撃だと思ふんですが、通産省の方どうですか、二百四十八円というような状態になつて。

○説明員(柏木正彦君) 業種によって影響は違いますが、相当苦しいところが出てくると思ひます。

○渡辺武君 もうちょっと言ってくださいよ。余り抽象的でわけがわからぬ。具体的に言ってくださいよ。

○説明員(柏木正彦君) 非常に品質の高級なもの、そういったものにつきましては二百五十円になりまして輸出がそれほど困難ではないというところもございまして、おおむね繊維及び雑貨など輸出中小企業につきましては今後成約がむずかしくなる、ただし、あと今年及び来年の一、二カ月の輸出につきましては、すでに成約したもののについての輸出が中心になるわけでございまして、通関ベース等におきましては影響が出るのはむしろ来年の三月以降であらうと、こう思ひます。

○渡辺武君 どうも時間がないので、もう少し深く伺いたんですが次に移らざるを得ません。輸出中小企業に大きな打撃が来るだろうと、これは当然予想されるし、もうすでに来つつあるわけですね。二百五十円を割るというふうな事態ですから、これが日本経済に対して全体として否定的な影響を与える。いままでも政府のやってきたいわゆる不況対策なるものも、これはもう焼け石に水みたいな状態になるんじゃないかというのが一般新聞でも書かれておることです。

大蔵大臣に伺いますけれども、先ほど輸入の前倒しや緊急輸入など、それからまた財政を主軸とした不況対策などを対策として考えているんだというところをおっしゃったんですが、ウランの緊急輸入とか牛肉の輸入の拡大とか、聞くところによりますとそれだけで約二十億ドル程度しか輸入効果はないだろうというふうに言われておりますね。それも含めまして、その程度の対策で一体いいのかどうか、どういった効果が出るのか、これを伺いたい。

○国務大臣(坊秀男君) おっしゃる通りに、これで十分だというふうには考えておりません。これもやれるものからやっていくということでございますが、その他につきましても今後大いに考えていかなければならないと、かように考えております。

○渡辺武君 まことに頼りない御答弁ですね。だってもう急騰しているでしょう、一方では。他方でそんな状態でしか政府が対策について考えてな

ということだったから、私は円はもっと上がって
いくんじゃないか、そう思わざるを得ないです
よ。

端的に伺います。経常収支はどうなりますか。
政府の当初見通しでは七億ドルの赤字、こういう
ことになっていましたね。改定見通しで六十五億
ドルの黒に激変したわけですよ。ところが、こと
しの四月から九月までにもうすでに五十五億ドル
の黒というところになっていないですか。経
済成長率六・七％というのを前提条件としても
こういうことになっているんです。まだそこまで
達成しないうちに、一体これ多少でも緩和できる
見通しありますか。特にその主軸となっている大
企業の集中豪雨的な対米輸出、これについて一体
今後なお緩和するという見通しはありますか、ど
うです。

○政府委員(且弘昌君) 確かに御指摘のように、
本年度末の経常収支の改定見込みは六十五億ドル
でございます。それから、先月末の経常収支の黒
字は五十五億ドルでございますが、しかし、今後
対外政策を着実に執行していく、一方では景気の
上昇を期待するというところでこの現在の目標を何
とかして達成したい、そのための努力を鋭意続け
ておるところでございます。

○渡辺武君 達成したい、努力していると言っ
ても、それじゃ集中豪雨的な輸出は一体規制できま
すか。通産省どうですか。

○説明員(柏木正彦君) お答えいたします。

いわゆる円対策は、先ほど来大蔵大臣もお答
えになりましたとおり、内需を振興し輸入をふや
すということによるべきであらう、したがいまし
て、輸出を規制するというふうな方法によるのは
好ましくないというふうに通産省としては考えて
おります。

○渡辺武君 それは答弁にならぬですよ。これは
経済企画庁の経済月報のことしの五月号に出てい
たんですが、「限界利益確保可能な対ドルレート」
というのでグラフが出ています。それによります
と、五十年下期の数字ですが、鉄鋼の場合は百四

十円のレートになっても限界利益確保可能だとい
うんですね。それから自動車の場合ですと、まあ
グラフからはつきりわからないが、二百十円か
ら二百二十円くらいのレートになっても限界利益
確保可能だと、こういうことになっている。

それから日本経済新聞の十月五日付、これは
「全体の利益がゼロとなる円レート」ということ
なんです。日産の場合は百六十五円、トヨタは
百六十円、日本電気の場合は百六十円、ステレオ
なんかを生産してバイオニア、この場合は百
五十五円、これで利益ゼロですから、それよりも
ちょっと低目のところで利益が確保できると、こ
ういうことだろうと思う。大企業は競争力持っ
ているんですよ。二百五十円を割ってもなおかつ輸
出は可能なんです。しかも、円レートが高くなれ
ば鉄鋼なんかは原材料の輸入価格は下がるん
です。それだけまた競争力はつくでしょう。一体こ
れでこの集中豪雨的な輸出、野放しにしてい
いんですか。何か対策講じなきゃならぬじゃない
ですか。中小企業は大変な状態ですよ。大企業は
ほんとしていられる。どうですか。どういう対
策講じますか。

○説明員(柏木正彦君) お答えいたします。
円対策の中心は、先ほど来申し上げましたとお
り内需の振興と輸入の促進ということによるべ
きだと思います。なお、自動車、鉄鋼、家電とい
うふうな商品の輸出見通しあるいは円の高騰
に伴う影響等につきましては、専管課長——自動
車課長、電機課長、鉄鋼業務課長が参っておりま
すので、それぞれ対策を聞いていただきたいと思
います。

○渡辺武君 ちょっと時間が無いものだから、せ
つかく伺いたいんだけど、ちょっと時間いた
だいていいですか。

○委員長(嶋崎均君) いや、もうそれぞれ決まっ
た時間がありますから、その中でやってくださ
い。

○渡辺武君 じゃ、あなた代表してどういうこと
を考えるのか、この集中豪雨的な輸出、これに対

して。一言言ってください、簡単に。

○説明員(柏木正彦君) 集中豪雨的な輸出により
まして輸入国において貿易摩擦等招来すること
は、通商国家たるわが国としてとるべき道ではあ
りませんので、そういう場合におきましては節度
ある輸出を行うよう業界に對しましては適時注意
を喚起しているところでございます。

○渡辺武君 大蔵大臣、この大企業の競争力持っ
ていて集中豪雨的に輸出しているという状態、
野放し同然なんですね、自衛要請するというよう
な程度です。私はやっぱり輸出に對する、こうい
う大企業の集中豪雨的な輸出に對して適切な税を
賦課すべきだと思ふんです、いわば輸出均衡税の
ようなものですね。この点についてどういうお考
えか。

それから、せっかく日銀副総裁おいでいただい
て、もう時間も切迫してきましてので、ついでに
伺いたいと思ふんですが、やはりこれほど円が高
くなっても依然として実勢に任せるという態度を
おとりになるのかどうか、これも伺いたいと思
います。

○政府委員(戸塚岩夫君) 輸出品に對しまして輸
出均衡税を課することは、理論的に輸出を抑制す
る手段として考えられるわけでありますが、現下
の厳しい経済環境を考えますと、いま直ちに人為
的に輸出を抑えるような形で税を課することは一
般的に適當でないと考えております。

御承知のように、九月二十日の「対外経済政策
の推進について」を発表しました際にも、輸出面
の措置としていただいた通産省の輸出課長か
らお答えしましたとおり、「輸出動向の注視を統
けるとともに、関係業界に對し節度ある輸出を行
うよう注意喚起を図る」という線で現在は対処
してまいりたいというふうに考えております。

○参考人(前川春雄君) 前川でございます。
現在フロート制のもとにおきまして、IMFそ
の他各種国際金融機関会議の場を通じて確立
されております各国共通の原則は、御承知のよ
うに、為替相場はそのときどきの市場の実勢にゆ

だねると、これを一定の水準に維持しあるいは誘
導するということはしないということが原則でござ
います。介入も投機的な要因等による為替相
場の乱高下を防止する、それをなすという目的
だけに使うということが原則になっております。
これは、固定相場制度の時代にいろいろ矛盾がこ
ざいまして、そういう時代のいろいろの困難、弊
害を除いて初めて確立された原則でございます。
ので、私も現在、これからのこの原則を続け
てまいろうというふうに思っております。

○渡辺武君 私は、もう円の相場がこのくらい
で高くなつて、日本経済にも、特に中小企業に對
する影響が非常に深刻になつたと、日本銀行が全
く野放し同然で実勢に任せるんだという態度をと
っているべきときじゃないんじゃないか。もうや
はり日本経済の現在と将来を考えて介入すべき時
点にきているんじゃないかというふうに思いま
す。何かこの介入するという点で、いまおっしゃ
ったことのほかに国際的な制約があるんじゃない
でしょうか、どうでしょう。

私、まあ御答弁を早くいただく意味で申し上げ
ますが、一九七四年の六月十三日IMF理事会の
決定というのがあります。ここに原文持ってお
ります。「変動為替相場運営のガイドライン」、そ
の初めの方にいまおっしゃったようなことが書い
てあるんですね、しかし、第六項を見てみます
と、変動相場制のもとでも為替介入をすることが
できるんだと、その場合にはこうせよという趣旨
のことが書かれているんですね、絶対為替介入し
ちゃいかぬということじゃないんですね。ちょっ
と読んでみますと、「変動相場制をとっている諸
国は、介入にあたって、他国の利益を考慮するこ
とが望ましい。他国とは、介入通貨国をふくむ。
介入通貨発行国と使用国との間で通貨介入のため
に、相互に満足すべき合意が行われると有益であ
る。」、こう書いてある。つまり別の言葉で言え
ば、いま日本銀行が通貨に對して介入をする場合
に、相手国であるアメリカの合意が必要だとい
うことじゃないでしょうか。この点どうでしょう。

それからもう一点、先ほど大蔵大臣はアメリカに對しても発言するんだと、余り石油は輸入し過ぎるなというのを言うんだとおっしゃいましたけれども、ここにはアメリカの合意がなければ日本銀行は通貨の介入できないんだということがちゃんと書かれていて、そういう趣旨のことが、この点についてアメリカの合意を得るという、このアクションを起こすおつもりがあるかどうか。この二点を伺いたい。

○参考人(前川春雄君) ただいま御指摘のIMFの理事会の決議、一九七四年の六月の決議は、フロート制におけるガイドラインを規定した決議でございます。確かに第六項にはいま御指摘になったような項目がございます。為替相場に對しまして介入を行う場合には、円の対外価値であるばかりでなく介入をいたします通貨、これは通常ドルでございますけれども、そのドルを発行している国にも関係することでございますので、その立場を考慮に入れるということが書いてございます。しかし、これは一般的な意味の精神を規定したものでございまして、実際の介入に当たりまして、一々相手方の意向を聞くとか了解を求めるとかいうようなところまで規定したものではありません。現に私もが介入をしております場合には、アメリカに一々相談するとかあるいは了解を求めるとかいうようなことは一切いたしておりません。

○渡辺武君 大蔵大臣どうですか。

○政府委員(山口光秀君) 確かに申し上げますように、四十九年の六月のガイドラインにおきましては、「変動相場を採択している加盟国は、介入に際して介入使用通貨の発行国を含め他の加盟国の利益を考慮することとする」と、その次に「介入通貨の使用に關して、介入通貨発行国と使用国の間で相互に満足のゆく取決めが合意されることとなれば有益である」ということを言っておりますが、こういう合意が必ずなければならぬというところは言っておるわけではございません。現実の介入に際しましては、一々アメリカの合意を得

なければならぬというふうにわれわれは理解いたしております。

○渡辺武君 最後に一問。

私、特にこの点を申し上げますのは、いまアメリカと西ドイツの間では相談して、なるべくマルクは切り上げられないようにということでマルクは比較的安定しているわけですよ。もっとも最近になりまして、ドルの方が不安定になってきてマルクも若干切り上げの方向という状態があらわれておりますけれども、ことしの六月ごろからの動きを見ますと、マルクは比較的安定している。これは相談すべく円に集中攻撃を加えるというアメリカの戦略からきていると思う。

私、ここにモルガン・ギャランティ・トラスのこのしるの九月の「世界金融市場」誌、ここの分析を持っております。これによりまして、アメリカの経常収支が赤字になるというのは国際競争力が落ちていくというんじゃないんだという趣旨のことですね。むしろ日本の円が強過ぎるんだと、だから為替を、日本の国はもっと円を意図的に引き上げるようにすべきだと、こういう議論をやつて、これがいわば一つの大きな素地になつて、そしてブルメンソールの発言等々、一定のきつかけがあつて、そうして円がガツガツと高くなつていく。明らかにアメリカの意識的攻撃ですよ。そういう状態が一方である。

したがって、日本銀行としても、わが国の経済について自主的な立場で対応すべきじゃないかと思ふんです。私は、西ドイツが介入できてなぜ日本の日本銀行が介入できないのか。私はやはりいまのこの深刻な経済的な打撃、これを回避する上でも当然介入を行うべきだと、アメリカに對してそのことを要求すべきだと思ひます。重ねてどうでしょう。

○参考人(前川春雄君) ドイツの場合と日本の場合と一つ基本的な違いする点は、ドイツにおきましては国際収支の基礎的収支は赤になつておる。日本の場合にはそこまでいっておりません。もちろんドイツも貿易収支あるいは経常勘定にお

いて黒を出しておりますけれども、資本勘定でその黒を消すということが行われておるわけでございます。日本はまだそこまでいっておりません。基本的にはそういう違いがあると思ひます。

第二の御質問でございました、ドイツは介入をしようが日本は介入しないじゃないかという点につきましては、われわれも相当の多額の介入をしております。しかも、それにもかかわらず相場の円高のこの大きな動きを、若干緩和することではできませんでしたけれども、とめることはできなかった状態でございます。そういう点につきましてはドイツと日本と介入のやり方について、私もはむしろわれわれの方がかなり大幅の介入をしておるということを申し上げておきたいと思ひます。

○渡辺武君 最後に一問だけ。

そうしますと、実勢に任せるということであれば、その実勢そのものが、先ほど来お聞きいただいたように集中豪雨的な輸出はとどめるすべもないという状態なんですね。国内の景気刺激政策、これも十分な効用を発揮しな。大蔵大臣自身が二十億ドル程度で焼石に水だ。大蔵大臣自身がさざ波程度の力しかないんだということを言っておられる。そういう実勢に任せるという日本銀行の態度が今後とも続くとすれば円はもっと高くなる。こういうふうにししか解釈できないじゃないですか。それでいいですか。

○参考人(前川春雄君) 相場の実勢と申し上げますのは、基本的には国際収支の状況によりまして、国際収支の黒そのものだけではなくて、国際収支の先行きに対する国外、対外取引の市場関係者全体の見通しもこれに絡んでまいります。そういう意味で相場観というものがこの夏までは二百六十円と、非常に大きな国際収支の黒字を出しながら相場観は二百六十円ということでは市場関係者の間では確立しておたわけですね。それが九月末以来相場観が変わりまして、そのきつかけはどうであつたか、いろいろ先生の御説もあるかと思ひますが、そのきつかけはともかくとして、国際収支の現状においてはそれほど大きな違いがなかつ

たにもかかわらず、市場関係者の相場観がここに変つてきたことだと思ひます。この相場観がこれからどういふふうになるかということにつきましては、私もも為替政策の一翼を担つておる立場にございまして、相場がどういふふうになるかということにつきましては答えることを遠慮させていただきます。

○野末陳平君 いまの法案については、もう大体質問することもあるんですけど、歳出面における問題を、財源難から歳出面の細かい見直しといひますか、厳しい見直しが必要になつていくことは言うまでもないわけですから、ぼくもそれについて幾つか拾つてみて考えることがありましたので、大蔵大臣に意見を伺ひたいと思ひます。

きょうは時間の関係で、教科書の無償配付の問題と国立大学の授業料の問題とか、そんなようなことをやつていこうかと思ふんですが、主計局に聞きますが、国立大学の授業料はいよいよ値上げですか。ぼくは値上げやむを得ないと思つていて立場ですから、伺ひするんですが。

○政府委員(山口光秀君) 国立大学の授業料は五十一年に約三倍近く値上げしたわけでございますが、来年度予算の編成に当たりましていろいろ検討はしておりますけれども、まだ値上げするつもりはないと思ひます。

○野末陳平君 だけれども、大蔵大臣の諮問機関で一応値上げの意向という方針は打ち出したわけでしょう。

○政府委員(山口光秀君) 御承知のような財政状況でありますので、いろいろ見直しを行つていくわけでございますが、見直しを行ひますやり方の一つとして、財政審議会の委員の方々の御意見も伺ひたいということで、部会を設けましていろいろ御検討いただいております。その御説明申し上げたという事実はございまして、なお結論とか——それは審議会としての結論ですが、それすらもまだいただく段階には至つていない。一応御説

明申上げて若干の質疑があったという段階でございます。

○野末陳平君　そうしますと、学校特別会計に一般会計から繰り入れてある分、それをいま七千何百億でしたわけ、その分をどうしてもこのぐらいいはカットしなければという積極的な説明をしたわけじゃないんですか。

○政府委員(山口光秀君)　学校特会への繰り入れをこういうふうに減らすんだという観点から、議論と申しますか、説明をしたわけではございませんで、いまの授業料が国立、私立を通じてバランスがどうであるかと。まあ私どもの立場から言えば、国立大学については値上げの余地がないかどうか、その辺の御説明を申し上げたわけでございます。

○野末陳平君　文部省にも来てもらっていますから、これは後回しにして、初めに教科書の方からいこうと思ふんです。この方はもう大分具体的らしいですから、まだ全然決まっていなと言われましますと何か話になりませんか……。

教科書の方ですが、これは現在無償配付ですけれども、これを有償に切りかえるという、これはもう方針がほぼ決まったように聞きました……。

○政府委員(山口光秀君)　教科書の話はいまの授業料と全く同じでございます。同じ日に財政審にも御説明申し上げましたが、授業料と同じことでございます。無償のままでは給与をするのはいいか、あるいは貸与をするのはいいか、あるいは父兄負担を考へる余地があるのかないのかというふうなことで御説明申し上げたわけで、これも全く結論というのには得ておりません。

○野末陳平君　結論が出たらこれは大変で、だから日教組なんかは無償化をそのまま続けるために反対運動を起こすとかいろいろ言っているわけですよ。だから、そちらの率直な方針をお聞きしたいわけなんです。

ぼくはやはり父母に——父母というか、つまり家庭に負担がきつくなるので、まあ金額はそれほど多くないかもしれないけれども、これは無償

のままを続けるべきだと思っているんですよ。文部省はやはり当然それを望んでいるでしょうけれども、文部省が、財源難ではあっても絶対にこの教科書の無償配付という制度は守りたいと考えている理由は何ですか。このままでいくとちょっと切られるおそれもあるんじゃないかと、文部省に先聞いておきませんか。

○説明員(岡部稔成君)　お答えいたします。

教科書無償制度と申しますのは、先生御承知のとおり、憲法二十六条の義務教育は無償とするという、この精神をより広く充実するという意味で昭和三十八年度に出発した制度でございます。それで今日まで十四年間の経過をしております。この制度は国民の間に非常な定着をしております。私どもはさように考えておるわけでございます。

教科書の無償制度につきましてはいろいろと御意見もあろうかと存じますけれども、十四年間の経過を経ていこうと、義務教育というものは端的に申し上げますと富める者貧しき者という差別なく、平等にしか公平に教科書を給与するといふのがそのたてまえではなからうか。そういうふうな意味におきまして、先般の参議院の予算委員会にも文部大臣答弁いたしましたけれども、この制度は大事にしていきたいというふうな考えでおるわけではあります。

○野末陳平君　大体そんなところだろうと思ひますが、そこで大蔵大臣にお伺いしたいと思ひますが、どうも無償か有償かというだけでもって話が進んでいってしまいますと、これは非常に誤解を招くと思ふんです。やはり無償はいけないんで有償にするとか、いやは有償は困る、無償が憲法の精神からいって当然だと、こういう議論はむしろ余り意味がないんで、第三の道を探るべきだとぼくは思っているんで、大臣の意見をお伺いするのです。

やはり、有償ということはこれは絶対よくないと思ひます。ただ、無償は無償ですが、いまのように毎年生徒に配るといふことでなくて、やはり三年なり五年なりの貸与制という形が望ましい

のじゃないか、いろいろな角度から見て。まず、ぼくは貸与制を真剣に検討するのがこの際大蔵省としても当然で、無償か有償か、あるいは父兄一部負担とか、そういう議論はちょっと違うのじゃないかと、そう思ひますが、まず大臣どうでしょう。

○国務大臣(坊秀男君)　いづれ、この教科書無償という点につきましては予算を伴うわけでございます。教科書だけではなく、五十三年度の予算につきましても、大蔵省でいま編成の真ん中、これは検討の俎上にのせて一生懸命に検討いたしておるといふ問題でございます。

そこで、これにつきまして、予算編成の態度といたしましては、先ほど来いろいろ申し上げておりますとおり、非常な厳しい態度で、今日までのい

ろんな施策につきましても、これはもう根っこからひとつ十分見直していこうじゃないかというふうな態度をとっております。そういうふうなときでございまして、私はこの問題をどうするといふことは今日まだ申し上げかねますけれども、こういふような事態におきまして、いまおっしゃられました無償でもって渡すとか、あるいはこれは有償にするとか、そういうふうなことは両方の——まことに端的な話でございますが、それでなしに、ひとつ知恵を出したらどうか、こういうお話でございますが、そういうふうなことも踏まえて、大変な非常に参考になる御意見だと私は思ひます。そういうふうなことも踏まえて、これから慎重に日本の予算の編成といふこと、それからまた教育の大事なことといったような各角度からこれを検討いたしまして、御提言になったようなことも踏まえて、そして結論を出してまいりたい、かように考えます。

○野末陳平君　もちろん、だから結論が出ていたらもう何でもございというお聞きする必要もないわけで、文句言ふしかないようにならなすから……。

そこで、予算を伴いますから、あれこれこれから問題があるんでしようけれども、額としてはそ

なに大きいものではないので、これをもし無償をやめるといったらば、ほかに幾らでもむだ遣いあるんじゃないかという議論の方が強くなつてくると思ひます。ですから、やはりいま言ったような無償をそのまま残して、そして、少しでもお金がかからないような方法という意味で貸与制はどうかというふうな方法に考えているんです。ぼくは個人的に貸与制がいいと思ひます。外国なんかの一部でもそういうことをやっていますけれども、いま無償でくれるからといって大事にするわけじゃないし、勉強の仕方にもいろいろ問題があるでしょうけれども、貸与制がいいと思ひますが、文部省としてはどうなんですか。三年、五年ぐら

いの期間で貸与制にするといふことにはどんなデメリットがあるとお考えですか。それとも賛成なんですか、どつちでしょう。

○説明員(岡部稔成君)　先ほどちょっと申し上げましたが、無償貸与制度というものについていろいろな考え方があろうかと思ひますが、ございす。ただ、先ほど先生おっしゃいました無償貸与制というもののにつきまして、私どもの方から申し上げますと四つの点から疑問が出てくるわけでございます。

まず第一は、教育上の問題でございます。御承知のとおり、わが国の学校教育において教科書というものが主たる教材として非常に重要な役割りを果たしておるといふことは御承知のとおりでございます。まして、欧米諸国の例に見られるように、参考書的なものであるといふふうな考え方は日本にはございせん。したがって、教科書といふものは児童生徒の所有物という考え方が明治以来ずっと今日まで続いているわけでございます。そして、そういう伝統的な考え方、特に国民の中にもこれが浸透しておる。こういうふうな状態のときに貸与制といふことを云々といふことはいかなるものであろうかというのが一つの問題点でございます。

それからもう一つは、使用済みの教科書というものが手元に残らないといふことでござい

て、そういったと、系統学習あるいは各分野ごとの関連づけた学習というものができないのではなからうかということが一つでございます。

それから、これは蛇足みたいになりますけれども、自分の教科書というところにあります、いろいろと漢字の横にかなを振ってみたい、いろいろ自分の記憶なり何なりを書き記すというふうなこともできるかと思ひます。これも非常にそういうことができないかということになるならば、学習上不便ではなからうかということでございます。

それからまた、児童生徒に教科書の棄損というところの精神的な面が非常に大きいのしかかっているのじゃないかというふうなこともござい

ます。それから、新本と旧本ということになるかと思ひますが、そうするとある生徒は新しい教科書を使い、ある子供は古い教科書を使うというふうなことも出てくるのではなからうか。

それから、第二番目が衛生上の問題でございますけれども、多数の児童生徒の手を経てまいりますので、御承知のとおり、いろいろな病気の発生のおそれにもなるとあらう。これは蛇足でございますが、先般教科書会社の先生方外国に行かれました、貸与制をとっているところに行つて見られましたところ、病気の問題で非常に苦労しているというふうなところを見聞してお帰りになつた御意見を拝聴したこともござい

ます。その次は父兄の負担の増大でございますが、日本人というのは非常に教育に熱心でございますので、家に持つて帰れないとか、あるいはそういういろいろな記入ができないとかいうことに相なりますと、親は無理をしてでも教科書を買ひます。そうすると、二重の教科書を購入するということになる、かえつて父兄負担の増大ということに拍車をかけるのではなからうかというふうな点が懸念されるわけでございます。

それから、財政上の問題でございますけれども、長期に使用するためにはいまのような教科書ではとてももちません。そうすると、どうしても

製造原価なり輸送費なり相当のコストアップをいたすわけでございます。決して三年あるいは五年で使うから経済的に安くなるというふうなことは望めないのではなからうか、かように考えておるわけでございます。

それから、どの程度棄損したら教科書を印刷するか、購入するかというふうな問題、なかなか微妙なところが出てきようかと思つておるわけでございます。

それから、これは教科書会社の経営上の問題でございますけれども、現在のところ、採扱をいたしまして、どここの教科書会社が何ほど指示をされて教科書がスムーズに発行できるわけでございますけれども、三年、五年というふうなことになるますと、いつの時点でどれだけの教科書が要るのかというところがなかなかつかみにくいというふうな問題もこれであり、そういうふうなことをいたしますと、結局弱小である教科書発行会社の経営にも影響をしまして、スムーズな教科書発行ができないというふうなおそれにもなるとあらう。貸与につきましても、私の方としてはちょっと貸与にきつては即刻云々ということとはできないような状況でございます。

以上でございます。

○野末陳平君 ずいぶんたくさんいろいろなマイナス面を挙げられましたけれども、一々それについて反論しようとは思ひません。それは結局あれからいろいろの問題が起きてくるわけですから、もう永久に所有物でいていいかどうかかわからない。逆に言えば、個人の所有物でなくて仲間の所有物だということも考え方もあり得るわけだし、それから貸与することによつて物を大切に使うというところもあり得るわけだし、また、プラス面も非常にあると思ふんです。だからどちらをとるかということなんで、いままでこれが定着したかというだけはいいという、その立場でマイナス面を挙げるだけではやはり十分な議論にならないと思ふんです。

大蔵省にあえてお聞きしますけれども、教育問題としてこれをとらえれば非常にめんどろくさい、個人的にいろいろな意見が出てくるでしょう。けれども、いま文部省の方が言つた原価の問題、金の問題でいきますと、現実にはいまの教科書より三年も五年もたせようというからには、もうちょっと金かけてがつちりした物をつくらなきゃならぬ。だから当初金がかかるかも知れませんが、どうなんでしょうかね、教科書会社の問題とかあるいは文部省がいろいろ挙げる衛生上とか、そういうようなことはちよつとよくとしまして、やはり有償だとして貸与の形を前向きで検討する方がこの際は能率的じゃないかと思ふんです。当然、主計局でもそういう議論は出てきやう。有力なのはどの辺ですか。

○政府委員(山口光秀君) 有償論というのはないわけではございませんけれども、仮に有償ということをやりましたと、低所得者層まで負担をかけるというところは、そのほかの学用品やなんかとのバランスから無理なんじゃないかと思ひます。だから有償化ということとは、極端に言えばお金持ちでも、たとえば小学校一年生の教科書でございますと千円ぐらい、年間千円ぐらいの話なんです。それが、それも政府が負担するのかもしれないという議論をしていくわけでございます。いまの貸与方式というのは、先日財政審で議論しましたときには、アメリカとかイギリスでもやっている制度でございますので、そういうことをして何と申しますか、子供のしつけにもいい面があるんじゃないかというふうな御議論もございました。しかし、先ほど文部省から御紹介のありました難点もございまして、また、われわれもそういう点も御紹介したわけでございます。それからその辺いろいろ広い角度から議論していただきたい。何も思い詰めてこれにしないやいかぬという感じで現

在しております。十分議論を尽くして、この制度の持つてくる意味とかあるいはいままでの経緯とか

十分踏まえながら、冷静に議論していきたいと思ひます。

○野末陳平君 有償化はちよつと問題ですね。それだけはやつてもらいたくないと思ひますがね。国立大学の授業料へいきます。

文部省に聞きますけれども、ぼくは一番、授業料は確かに先ほど主計局からも話ありまして、この間値上げしたばかりだしという、後ろ暗いような何か言い方をしていたけれども、ぼくはやむを得ないとは思つていました。問題はどのぐらいアップになるかとか、その辺のことになります。世の中が変わつてきているという感じが言いたいんですね。まず私立と国立、私立には医科、文科系と分かれるんでしようけれども、一応この授業料の大きさばな平均で比較してほしいと思ひますが、どれだけの差が出ていますか、ことは。

○説明員(大塚喬清君) お答えいたします。五十二年度の大学の学部の授業料年額は九万六千円でございます。私立の方の平均の額は二十四万八千円ということになっております。大体私立が国立の二・六倍ということになっております。

○野末陳平君 ついでに、国立の学生一人当たりどのぐらいのお金がかかっているんでしょかね。

○説明員(大塚喬清君) 国立の学生一人当たり教育費につきましては、昭和五十年年度の学校基本調査に基づきまして試算いたしますと、約百三十四万円となっております。

○野末陳平君 大蔵大臣に、ぼく個人は、要するに理想は私学への助成金、援助の方をもちよつとしたい。自然にこの格差もちよつと見えてくるので、まずいまの数字などをちよつと見てみただけでも、安過ぎると思ひます。それだけ差が出る、あるいは税金の使われ方という立場か

す。そういったようなことは別といたしまして、これはこれに対する対策というものを考えていかなければならぬと思いますが、そういったような観点から、これはひとつ重大な問題として、国立と私学の間に余りにも経費の格差が大きいということ等についても、これは大いに注目していかなければならぬことだと私は思います。そういったふうなことで、それでその均衡をとるのに国立大学を経費負担を上げていくか、あるいは私立の学校の負担を軽くせしめていくかといったようなことが一つのバランスをとる方法でございますが、いづれにいたしましても、これやはり国の予算に非常に関係の生じてくる問題でございます。ちょうどいま予算の編成期になっておりますので、ここいらの点は大蔵省は文部省ともよく相談をいたしまして、最もいまの事態に適切であり有効であるというような態度、というような方法を考えてまいりたいと、かように考えております。

鳥海燕子
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二六五号 昭和五十二年十月十五日受理
筑波学園都市に移転した各機関の跡地払下げ実現
に関する請願
請願者 東京都文京区小石川五ノ三七ノ七
ノ四〇二 米谷純子
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二六九号 昭和五十二年十月十五日受理
筑波学園都市に移転した各機関の跡地払下げ実現
に関する請願
請願者 東京都世田谷区代沢一ノ一一ノ一
鈴木誠治
紹介議員 喜屋武眞榮君

十月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、筑波学園都市に移転した各機関の跡地払下げ実現に関する請願（第二〇五号）（第二六五号）（第二六九号）（第二八〇号）（第二八三号）（第二八四号）（第二八八号）（第三三七号）（第三三八号）（第三五四号）（第三五五号）（第三五六号）（第三五七号）（第三五八号）（第三六一号）

二、事業主報酬制度の恒久化及び簡素合理化に関する請願（第二九六号）（第三七八号）（第四三三三号）

三、所得税の寡夫控除に関する請願（第三五一号）（第三七五号）

第二〇五号 昭和五十二年十月十四日受理

筑波学園都市に移転した各機関の跡地払下げ実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区梅丘一ノ五二ノ四

に關する請願

請願者 東京都杉並区荻窪四ノ二五ノ一〇

眞貝正喜

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二八八号 昭和五十二年十月十七日受理

筑波学園都市に移転した各機關の跡地払下げ実現に關する請願

請願者 東京都新宿区矢来町二五 林世志

江

紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第三三七号 昭和五十二年十月十八日受理

筑波学園都市に移転した各機關の跡地払下げ実現に關する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南二ノ四ノ三 宮原俊枝

塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第三三八号 昭和五十二年十月十八日受理

筑波学園都市に移転した各機關の跡地払下げ実現に關する請願

請願者 東京都杉並区和田二ノ三六ノ九 松岡武

阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第三五四号 昭和五十二年十月十九日受理

筑波学園都市に移転した各機關の跡地払下げ実現に關する請願

請願者 東京都文京区千石三ノ三七ノ一〇 紺野サキコ

上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第三五五号 昭和五十二年十月十九日受理

筑波学園都市に移転した各機關の跡地払下げ実現に關する請願

請願者 東京都文京区千石三ノ三七ノ一〇 石本美佐保

佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第三五六号 昭和五十二年十月十九日受理

筑波学園都市に移転した各機關の跡地払下げ実現に關する請願

請願者 東京都文京区千石二ノ四二ノ一九 榮莊内 渋谷万里子

内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第三五七号 昭和五十二年十月十九日受理

筑波学園都市に移転した各機關の跡地払下げ実現に關する請願

請願者 東京都文京区千石二ノ三一ノ一一 渡辺泰子

宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第三五八号 昭和五十二年十月十九日受理

筑波学園都市に移転した各機關の跡地払下げ実現に關する請願

請願者 東京都練馬区富士見台二ノ二ノ一 一みどり荘内 福田康子

渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第三六二号 昭和五十二年十月十九日受理

筑波学園都市に移転した各機關の跡地払下げ実現に關する請願

請願者 東京都文京区白山四ノ三六ノ三 後藤文子

矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二九六号 昭和五十二年十月十七日受理

事業主報酬制度の恒久化及び簡素合理化に關する請願

請願者 石川県金沢市尾山町九ノ一三金沢 青色申告会内 吉田次作

安田 隆明君

個人企業と法人企業の負担の均衡と、個人企業の経営の近代化に資するため「みなし法人課税制度」を次のように改正されたい。

一、本制度は、昭和五十三年までの期限つきの租税特別措置とされているが、これを所得税の本法に規定し、恒久税制とすること。

二、本制度を選択する場合に、前年十二月三十一日までに選出届出書を税務署長に提出することになつてゐるが、年末最繁忙期に選出届出書を提出しなければならぬこと、また、青色申告の申請期限は三月十五日までであるが、そのときに本制度のあることを知つてもその年度分は、この制度の選択ができぬ不合理さがあるのを、所得税に關する諸届出にあわせて、みなし法人課税選出届出書の提出期限をその年の三月十五日までとすること。

三、事業主報酬額を変更する場合は、前年十二月三十一日までとなつてゐるが、年末繁忙期であるとともに、その年分の決算が終了してゐない段階で翌年の事業主報酬額を確定しなければならぬので、変更届出書の提出期限をその年の三月十五日までとすること。

四、本制度は、届出書に記載した事業主報酬額を年の中途で変更することを認めてゐないが、不況、災害等の場合に報酬をカット、返上する等弾力的な運用を図りたいので、特別の理由があるときは、税務署長の承認を得て、年の中途においても事業主の報酬額を減額変更できるようにすること。

第三七八号 昭和五十二年十月十九日受理

事業主報酬制度の恒久化及び簡素合理化に關する請願(二通)

請願者 東京都新宿区三栄町一七四谷青色申告会内 伊東博義外一名

原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第四三三三号 昭和五十二年十月二十日受理

事業主報酬制度の恒久化及び簡素合理化に關する請願

請願者 三重県鈴鹿市神戸矢田部町鈴鹿商工会議所内鈴鹿青色申告会内 見取橋三

斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三五二二号 昭和五十二年十月十八日受理

所得税の寡夫控除に關する請願

請願者 神戸市長田区梅ヶ香町一ノ一五ノ六 岩崎利夫

中西 一郎君

男世帯は、買物・炊事・家事が不得意であるなどのため、一般家庭よりも二割以上出費がかさむのに、所得税については寡婦控除があるが寡夫(男やもめ)には控除がなく、男女逆差別、不公平もはなはだしいから、憲法にある平等の権利を認めて所得税の寡夫控除を実施されたい。

第三七五号 昭和五十二年十月十九日受理

所得税の寡夫控除に關する請願

請願者 神戸市葺合区神若通六ノ一ノ二五 今井正則

金井 元彦君

この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

昭和五十二年十一月十九日印刷

昭和五十二年十一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局